

# 国内外の個人情報保護法制と科学技術イノベーションへの影響

-令和3年度関連法改正で必要となる対応を中心に-

弁護士・ひかり総合法律事務所

理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員

国立情報学研究所客員教授

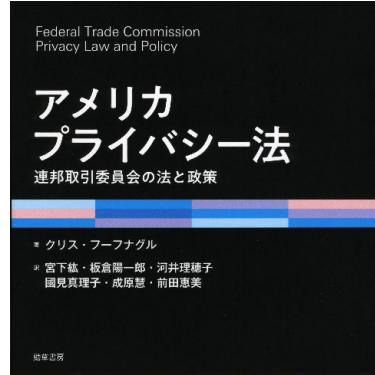
大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授

板倉陽一郎

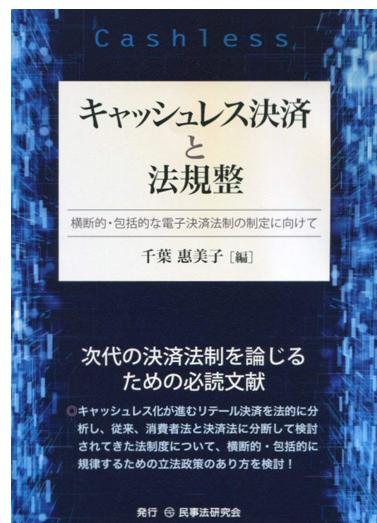
# 自己紹介

- 2002年慶應義塾大学総合政策学部卒、2004年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了、2007年慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）修了。2008年弁護士（ひかり総合法律事務所）。2016年4月よりパートナー弁護士。
- 2010年4月より2012年12月まで消費者庁に出向（消費者制度課個人情報保護推進室（現・個人情報保護委員会事務局）政策企画専門官）。2017年4月より理化学研究所革新知能統合研究センター社会における人工知能研究グループ客員主管研究員、2018年5月より国立情報学研究所客員教授。2020年5月より大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授。2021年4月より国立がん研究センター研究所医療AI研究開発分野客員研究員。
- 消費者庁・デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会委員、総務省・情報通信法学研究会構成員、IoT推進コンソーシアム・データ流通促進WG委員等。
- 法とコンピュータ学会理事、日本メディカルAI学会監事、一般社団法人データ社会推進協議会監事等。

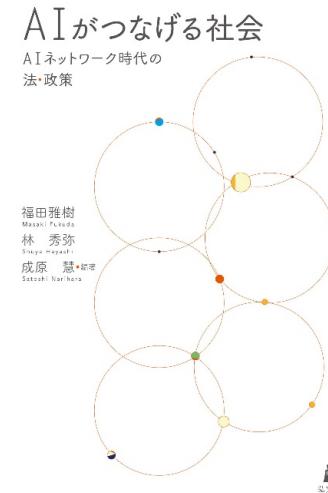
近著



法制度、判例、連邦取引委員会による政策を詳説。実践的アプローチ、豊富な事例で複雑な法体系を理解する。わが国では十分な研究の蓄積がない分野(子どものプライバシー、金融プライバシー等)についても詳説する。



# AIもIoTもビッグデータも、すべてデータ活用ビジネス 「データ戦略」とは 「ビジネス戦略」。 日本企業よ、後れをとるな!



現在の法制度、実務状況に基づいた「地に足のついた」AI・ロボット法。Q&A方式でコンパクトに解説。伝統的な法分野の観点から重要問題を洗い出し、可能な限り実定法に則した解説を行う。



令和 2 年度文部科学省委託業務

国立研究開発法人及び国立大学法人等が研究目的により  
国内外の個人データを取り扱う場合の動向及び今後の課題等に関する調査分析  
報告書

令和 3 年 3 月  
国立大学法人政策研究大学院大学

本報告書は、文部科学省の科学技術調査資料作成委託事業による委託業務として、  
国立大学法人政策研究大学院大学が実施した令和 2 年度「国立研究開発法人及び國  
立大学法人等が研究目的により国内外の個人データを取り扱う場合の動向及び今後  
の課題等に関する調査分析」の成果を取りまとめたものです。

**国立研究開発法人及び国立大学法人等が研究目的により  
国内外の個人データを取り扱う場合の動向及び今後の課題等に関する調査分析  
報告書**

目次

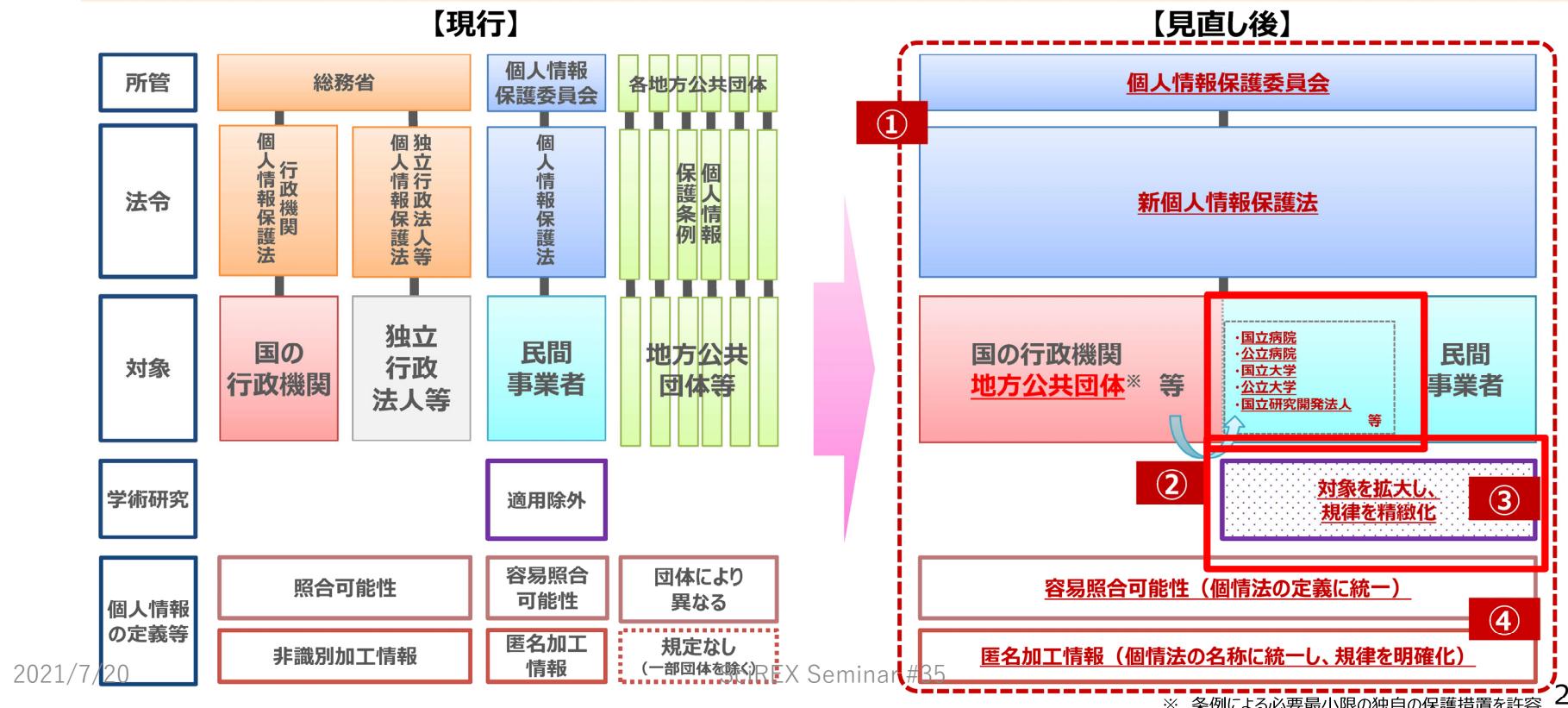
1.はじめに .....	3
2. 各国における個人情報保護法制の現状 .....	7
2.1 欧州 (European Union: EU) 全般 .....	7
2.1.1 GDPR の諸規定 .....	7
2.1.2 管理者／処理者／共同管理者 .....	9
2.1.3 基本原則 .....	11
2.1.4 特別な種類のデータの取扱い .....	19
2.1.5 データ主体への情報提供 .....	21
2.1.6 データ主体の権利 (2.1.5 を除く) .....	24
2.1.7 データ保護影響評価 .....	24
2.1.8 越境データ移転 .....	25
2.1.9 研究に関する例外又は特例 .....	29
2.1.10 その他 .....	31
2.2 ドイツ .....	35
2.2.1 ドイツ連邦データ保護法 (BDSG) .....	35
2.2.2 執行例 .....	37
2.2.3 健康・医療に関する法令 .....	39
2.3 フランス .....	40
2.3.1 フランスにおける個人情報保護の規律整備の変遷と CNIL .....	40
2.3.2 GDPR 適法性に向けた取り組み .....	43
2.3.3 教育機関としての国立大学における個人情報の取扱い実態 .....	45
2.3.4 国立研究機関及び国立大学における学術・研究目的の個人情報の取扱い実態 .....	47
2.4 デンマーク .....	57
2.4.1 デンマークのプライバシー法規制の歴史 .....	57
2.4.2 デンマークの監督機関 .....	58
2.4.3 デンマークのデータ保護法 .....	59
2.4.4 デンマークの研究における特例 .....	62
2.4.5 デンマークの研究機関と GDPR の運用 .....	64
2.4.6 総括 .....	65
2.5 イギリス .....	67
2.5.1 UK GDPR .....	67
2.5.2 英国データ保護法 .....	78
2.6 アメリカ .....	88
2.6.1 CCPA の目的と対象 .....	88
2.6.2 GDPR との違い .....	88

2.6.3 規制対象事業者について .....	90
2.6.4 CCPA における消費者の権利と、事業者の義務 .....	90
2.6.5 対応例：Web フォームにおける Cookie の設定について .....	91
2.6.6 データの移転について .....	91
2.6.7 割則について .....	92
2.6.8 大学が個人情報収集において対応すべき点について .....	92
2.6.9 学術研究に関する特別な扱いについて .....	93
2.6.10 保健医療分野における適用対象外となる組織・情報など .....	94
2.6.11 米国大学の対応について .....	95
2.6.12 CPRA の成立と今後 .....	95
2.6.13 日本の大学や研究活動への影響について .....	96
3. 日本の研究機関が国際共同研究等を行う上での留意点 .....	97
3.1 序論 .....	97
3.2 日本の個人情報保護法制における国際共同研究等の整理 .....	98
3.2.1 現行法における整理 .....	98
3.2.2 令和 2 年法律第 44 号及び令和 3 年改正法案を前提とした整理 .....	108
3.3 外国法において留意点すべき条項 .....	113
3.3.1 総論 .....	113
3.3.2 越境移転制限 .....	113
3.3.3 域外適用 .....	114
3.4 契約における留意点 .....	115
3.4.1 どのような契約を締結するか .....	115
3.4.2 成果の帰属 .....	115
3.4.3 表明保証 .....	116
3.4.4 準拠法、合意管轄裁判所 .....	116
4. まとめ .....	117
5. 資料 .....	120
5.1 ヒアリング記録 .....	120
5.2 質問票 .....	121

# 1 個人情報保護法の概要

## 個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
  - ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
  - ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
  - ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



# 1. 個人情報保護法とは

個人情報保護委員会事務局「改正個人情報保護法の基本」（平成29年6月）

- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律
- 基本理念を定めるほか、民間事業者の個人情報の取扱いについて規定



## 個人情報保護法の目的

### 第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

# 個人情報保護法関連法体系のイメージ

第1回 地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会（令和元年12月2日）  
資料3 個人情報保護法を巡る動向について

## 憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

## 個人情報保護法

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等)

## 個人情報の保護に関する基本方針

### 個人情報保護法

(4～7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等)

【対象】民間事業者

### ガイドライン

Q&A

### <民間分野>

2021/7/20

※ 金融関連分野や情報通信分野等においては、これらのガイドライン等のほか別途分野ごとに定められているガイドライン等も遵守する必要がある。

SEIREX Seminar #39

行政機関  
個人情報  
保護法

国の行政機関

独立行政法人等  
個人情報  
保護法

独立行政法人等

個人情報  
保護条例

地方公共団体等

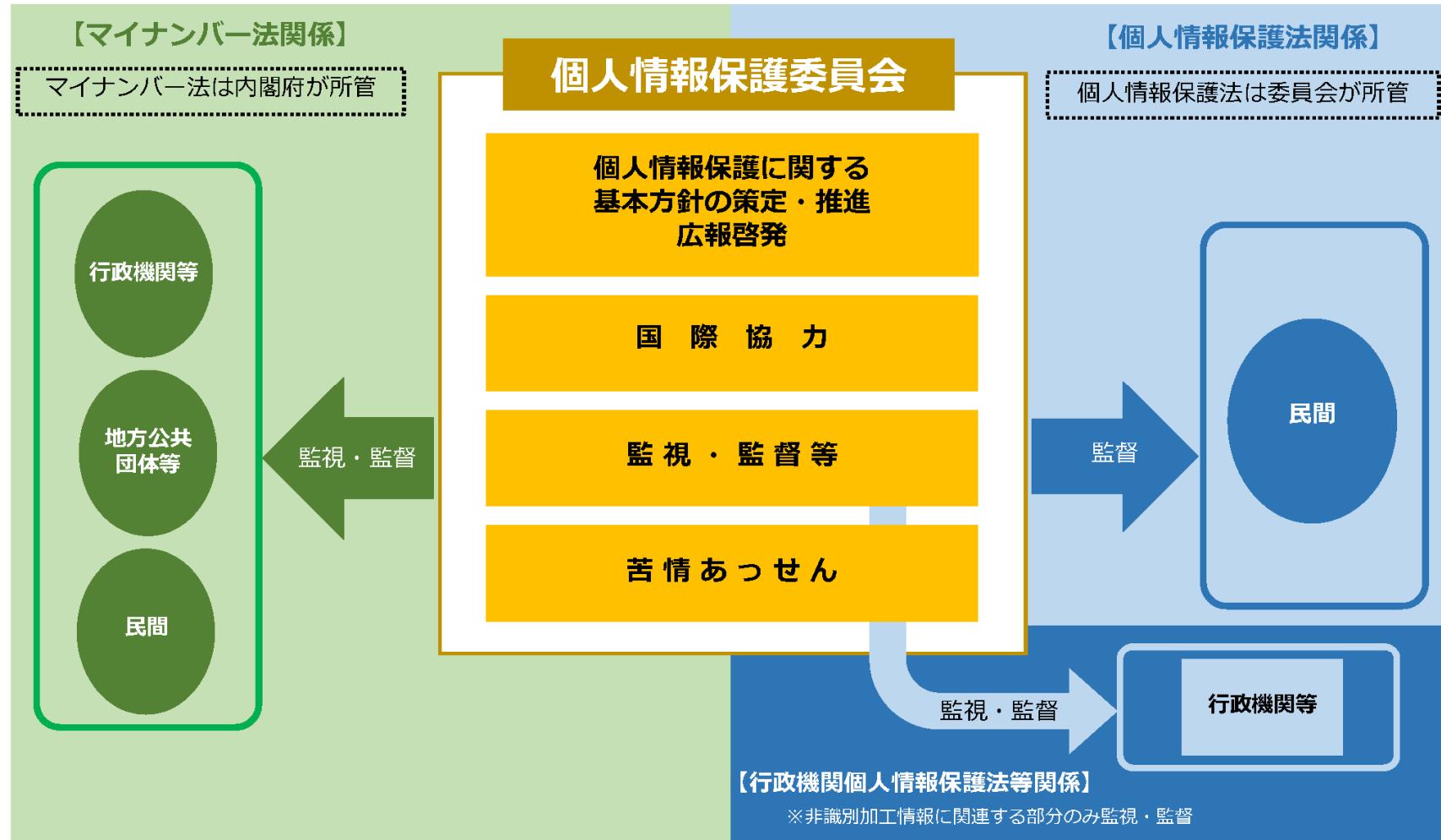
### <公的分野>

9

13

# 個人情報保護委員会とは

第1回 地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会（令和元年12月2日）  
資料3 個人情報保護法を巡る動向について



## 2. 個人情報とは

### ○個人情報の定義

#### 【改正前】

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。

#### 【改正後】

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の方式による記録を含む。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）
- 二 個人識別符号が含まれるもの

## 2. 個人情報とは

### ○個人識別符号とは

- 個人情報の定義の明確化を図るため、その情報単体でも個人情報に該当することとした「個人識別符号」の定義を設けた。
- 「個人識別符号」は以下①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定されている。
  - ① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号  
⇒DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋
  - ② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号  
⇒公的な番号

**旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証等**



顔認識データ  
指紋認識  
データ



旅券番号



運転免許証番号



マイナンバー

例：顔画像がそれだけで個人情報（2条1項1号）に該当するか？

**GL（ガイドライン）通則編2-1【個人情報に該当する事例】**

事例 3) 防犯カメラに記録された情報等**本人が判別できる映像情報**

**Q&A（個人情報保護委員会によるGL等に関するQ&A）1-11**

「…本人を判別可能なカメラ画像を撮影録画する場合は、個人情報の取得となります…」

**Q&A1-1**

「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることをいいます。

- ・ ※「本人を判別可能」と「特定の個人を識別することができる」は結局条文解釈上は同じであると考えられる
- ・ ※※氏名到達性が問題なのではない（取得する事業者において名前がわからないから良いというのは間違い）
- ・ ※※※ MRI画像やレントゲン写真等などは、一般人の判断力や理解力では生存する具体的な人物と情報との間の同一性を認めることは困難であると思われる（勿論、患者の顔を含む画像の場合は別論）。

## 例：カルテは誰にとっての個人情報か？

### 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」 II 1.

例えば診療録には、患者について客観的な検査をしたデータもあれば、それに対して医師が行った判断や評価も書かれている。これら全体が患者個人に関する情報に当たるものであるが、あわせて、当該診療録を作成した医師の側からみると、自分が行った判断や評価を書いているものであるので、医師個人に関する情報とも言えることができる。

したがって、診療録等に記載されている情報の中には、患者と医師等双方の個人情報という二面性を持っている部分もあることに留意が必要である。

# 個人情報保護法上の規律の適用対象（概要）

第95回個人情報保護委員会（平成31年3月20日）（中間整理以前）  
資料1 個人情報保護を巡る国内外の動向  
(個人データに関する個人の権利の在り方関係)

## 個人情報

生存する個人に関する情報であって、

(1) 氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含む）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

## 個人データ

個人情報データベース等（※）を構成する個人情報

（※）電子媒体・紙媒体を問わず、特定の個人情報を検索することができるよう体系的に構成したもの（例：名簿、連絡帳）

## 保有個人データ

個人データのうち開示、訂正、削除等の権限を有するもの

（6ヶ月以内に消去するものを除く。）

### ①取得・利用に関するルール

- ・利用目的の特定
- ・利用目的による制限
- ・適正な取得
- ・取得時の利用目的の通知等

### ②保管に関するルール

- ・正確性の確保
- ・安全管理措置
- ・従業者の監督
- ・委託先の監督

### ③提供に関するルール

- ・第三者提供の制限

### ④開示等の求めに関するルール

- ・保有個人データに関する事項の公表
- ・開示・訂正等・利用停止等
- ・理由の説明
- ・開示等の求めに応じる手続き
- ・苦情の処理（\*個人情報の取扱いに関して）

## ～ 要配慮個人情報とは ～

個人情報保護委員会事務局「改正個人情報保護法の基本」（平成29年6月）

- 取得については、原則として事前に**本人の同意を得る必要のある情報。**
- 個人情報保護法の改正により新たに導入された定義。
- 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、一段高い規律とする。
  - ①人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
  - ②その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの
    - ・身体障害・知的障害・精神障害等があること
    - ・健康診断その他の検査の結果
    - ・保健指導、診療・調剤情報
    - ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
    - ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手續が行われたこと等

### 3. 事業者が守るべきルール② - 安全管理措置

個人情報保護委員会事務局「改正個人情報保護法の基本」（平成29年6月）

- **安全に管理するための措置をとる。**
  - ・紙の顧客台帳はカギのかかる引き出しで保管
  - ・パソコン上の顧客台帳にはパスワードを設定
  - ・顧客台帳を管理するパソコンにウィルス対策ソフトを入れるなど
- **正確で最新の内容に保ち、必要がなくなったときはデータを消去するよう努める。**
- **従業員に対して、必要かつ適切な監督を行う。**
  - ・従業員が会社で保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう、社員教育を行う
- **個人情報の取扱いを委託する際、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。**

### 3. 事業者が守るべきルール③ - 他人に渡す場合

個人情報保護委員会事務局「改正個人情報保護法の基本」（平成29年6月）

#### ➤ 個人情報を第三者に提供する時は、原則として本人の同意が必要。

例外：①法令に基づく場合

- ②人の生命、身体又は財産の保護のため（かつ本人の同意を得ることが困難）
- ③公衆衛生・児童の健全な育成のため（かつ本人の同意を得ることが困難）
- ④国や地方公共団体等への協力

#### ➤ 本人の同意を得ない場合には、以下(1)～(3)の手続をする（いわゆるオプトアウト手続）。 ただし、要配慮個人情報については、この手続による提供は禁止。

(1)本人の求めに応じて、その本人のデータの提供を停止することとする。

(2)以下の①～⑤をHPに掲載するなど、本人が容易に知ることができる状態にしておく。

- ①第三者提供を利用目的としていること、②提供される個人データの項目、③提供の方法、④本人の求めに応じて提供を停止すること、⑤本人の求めを受け付ける方法

(3)本人に通知した事項を個人情報保護委員会に届け出る（個人情報保護委員会はこれを公表する。）。

#### ➤ 業務の委託、事業の承継、共同利用は、第三者提供には当たらない。

#### ➤ 第三者へ提供した時は、受領者の氏名等を記録し、一定期間保存する。

#### ➤ 第三者から個人データを受け取るときは、提供者の氏名等、取得経緯を確認し、受領年月日、確認した事項等を記録し、一定期間保存する。

⇒詳細は次ページ参照

SciREX Seminar #35

2021/7/20

18

11

# ～ 第三者提供時の確認・記録義務とは ～

個人情報保護委員会事務局「改正個人情報保護法の基本」（平成29年6月）

## 記録義務に関する委員会規則の内容

本規定は名簿屋対策が目的のため、一般的なビジネスの実態に配慮して次のとおり整理する。

- 記録事項として、第三者提供について本人同意がある場合は、提供年月日の記録は不要とする。
- 記録の保存期間については、原則3年とするが、本人に対する物品等の提供に関連して本人同意のもとで第三者提供した場合は1年とする。
- 本人との契約等に基づく提供については、既存の契約書等で代替可能とする。
- 反復継続して提供する場合は包括的な記録で足りることとする。

**ガイドラインでは、一般的なビジネスの実態に配慮して、次のようなケースでは確認・記録義務がかからないと整理（解釈で対応）**

- ・本人による提供と整理できるケース（例:SNS上の個人のプロフィール）
- ・本人に代わって提供と整理できるケース（例：銀行振込）
- ・本人側への提供と整理できるケース（例：同席している家族）
- ・「個人データ」に該当しないと整理できるケース（例:名刺1枚） 等

### 3. 事業者が守るべきルール④ - 外国の第三者に渡す場合

個人情報保護委員会事務局「改正個人情報保護法の基本」（平成29年6月）

- 次の①～③のいずれかに該当する必要がある。
  - ① 外国にある第三者へ提供することについて、**本人の同意を得る。**
  - ② 外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している。
  - ③ 外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在する。

#### 外国への第三者提供に関する規則の内容

②の「個人情報保護委員会の規則で定める基準適合する体制」について、一般的なビジネスの実態に配慮して次に該当するものと整理する。

- 提供を受ける者における個人データの取扱いについて、**適切かつ合理的な方法**により、**個人情報保護法の趣旨に沿った措置**の実施が確保されていること
- 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る**国際的な枠組みに基づく認定**を受けていること

ガイドラインでは、規則で定められた基準について、具体的な事例も交えて分かりやすく示している。

- ・「適切かつ合理的な方法」の例：委託契約やグループ企業の内規・プライバシーポリシー等
- ・「個人情報保護法の趣旨に沿った措置」の具体例：OECD、APEC等の国際的な枠組みの基準に基づいて記載
- ・「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組み」：「APECの越境プライバシールール（CBPR）システム」を記載

### 3. 事業者が守るべきルール⑤ - 開示請求への対応

個人情報保護委員会事務局「改正個人情報保護法の基本」（平成29年6月）

- 本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等する。  
(保有個人データに当たる場合のみ)

※保有個人データ：

その事業者に開示等の権限のある個人データ（6ヶ月以内に消去するものを除く。）  
他の事業者からデータの編集作業のみを委託されて渡された個人データなどは、保有  
個人データには該当しない。

- 以下の①～⑤について、HPに公表するなど本人の知り得る状態に置く。  
①事業者の名称、②利用目的、③請求手続の方法、④苦情の申出先、  
⑤認定個人情報保護団体に加入している場合、当該団体の名称及び苦情  
申出先
- 個人情報の取扱いに関する苦情を受けた時は、適切かつ迅速に対処する。

# ～ 罰則 ～

個人情報保護委員会事務局「改正個人情報保護法の基本」（平成29年6月）

- 事業者のルールの遵守状況は個人情報保護委員会が監督する。
- 監督に従わない場合には罰則が適用される可能性も。

## ● 国の監督

国は事業者に対して、必要に応じて報告を求めたり立入検査を行うことができる。  
また、実態に応じて、指導・助言、勧告・命令を行うことができる。

## ● 罰則

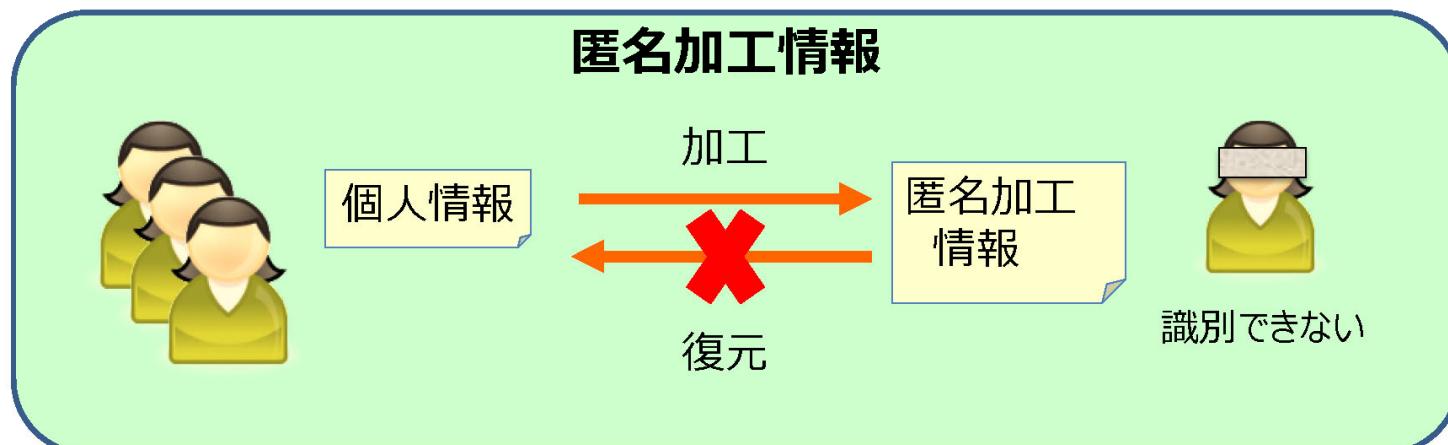
- 国からの命令に違反した場合  
⇒ 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 虚偽の報告等をした場合  
⇒ 30万円以下の罰金
- 従業員等が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供、  
又は、盗用した場合（個人情報データベース等不正提供罪）  
⇒ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

## 4. ビッグデータ時代への対応

個人情報保護委員会事務局「改正個人情報保護法の基本」（平成29年6月）

### ○匿名加工情報の制度

- 匿名加工情報とは、**特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報。**
- 個人情報の取扱いよりも緩やかな規律（**作成時、第三者提供時の公表等**）の下、自由な流通・利活用を促進することを目的に個人情報保護法の改正により新たに導入。
- 匿名加工情報の作成方法の基準を個人情報保護委員会規則で定める。



## 4. ビッグデータ時代への対応

個人情報保護委員会事務局「改正個人情報保護法の基本」（平成29年6月）

### 「匿名加工情報」に関する規則の内容

匿名加工情報の作成方法に関して、最低限の規律として、次の措置を講ずることを求める。なお、詳細は自主ルールに委ねる。

- **特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除**  
(置換を含む。以下同じ。) すること
- **個人識別符号の全部を削除**すること
- **個人情報と他の情報を連結する符号**（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）**を削除**すること
- **特異な記述等（例：年齢116歳）を削除**すること
- 上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の**性質を勘案し、適切な措置**を講ずること

ガイドラインでは、規則で定められた匿名加工情報の作成方法に関する上記の基準等について、具体的な事例等も交えて、分かりやすく示している。

その他、匿名加工の手法、データ処理等について、認定個人情報保護団体の自主ルールを作成する際の参考となる事項、考え方について示す事務局レポートも公表している。

## 5. お役立ち情報② - 適用除外

個人情報保護委員会事務局「改正個人情報保護法の基本」（平成29年6月）

### ○個人情報保護法の適用が除外される事業者

個人情報取扱事業者のうち、次に掲げる者が、それぞれ定められた目的で、個人情報等を取り扱う場合は、法の適用除外とされている。

- 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関  
⇒報道の用に供する目的
- 著述を業として行う者  
⇒著述の用に供する目的
- 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者  
⇒学術研究の用に供する目的
- 宗教団体  
⇒宗教活動の用に供する目的
- 政治団体  
⇒政治活動の用に供する目的

## 2 令和 2 年改正の概要

# 制度改正の背景と課題

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議  
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

**2003年（平成15年） 個人情報保護法成立**（2005年（平成17年）全面施行）



法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、  
制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

**2015年（平成27年） 個人情報保護法改正**（2017年（平成29年）全面施行）



3年ごと見直し規定が盛り込まれる  
国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案

**2020年（令和2年） 3年ごと見直し規定に基づく初めての法改正**

令和2年改正

**2021年（令和3年） 個人情報保護制度の官民一元化**

令和3年改正案※

# 個人情報保護法改正

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議  
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

## 令和2年改正

令和4年4月全面施行

### いわゆる3年ごと見直しに基づく改正

利用停止・消去等の拡充、不適正利用の禁止、  
越境移転に係る情報提供の充実、「仮名加工情報」の創設 等

- ✓ 個人の権利利益の保護と活用の強化
- ✓ 越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応
- ✓ A I・ビッグデータ時代への対応 等

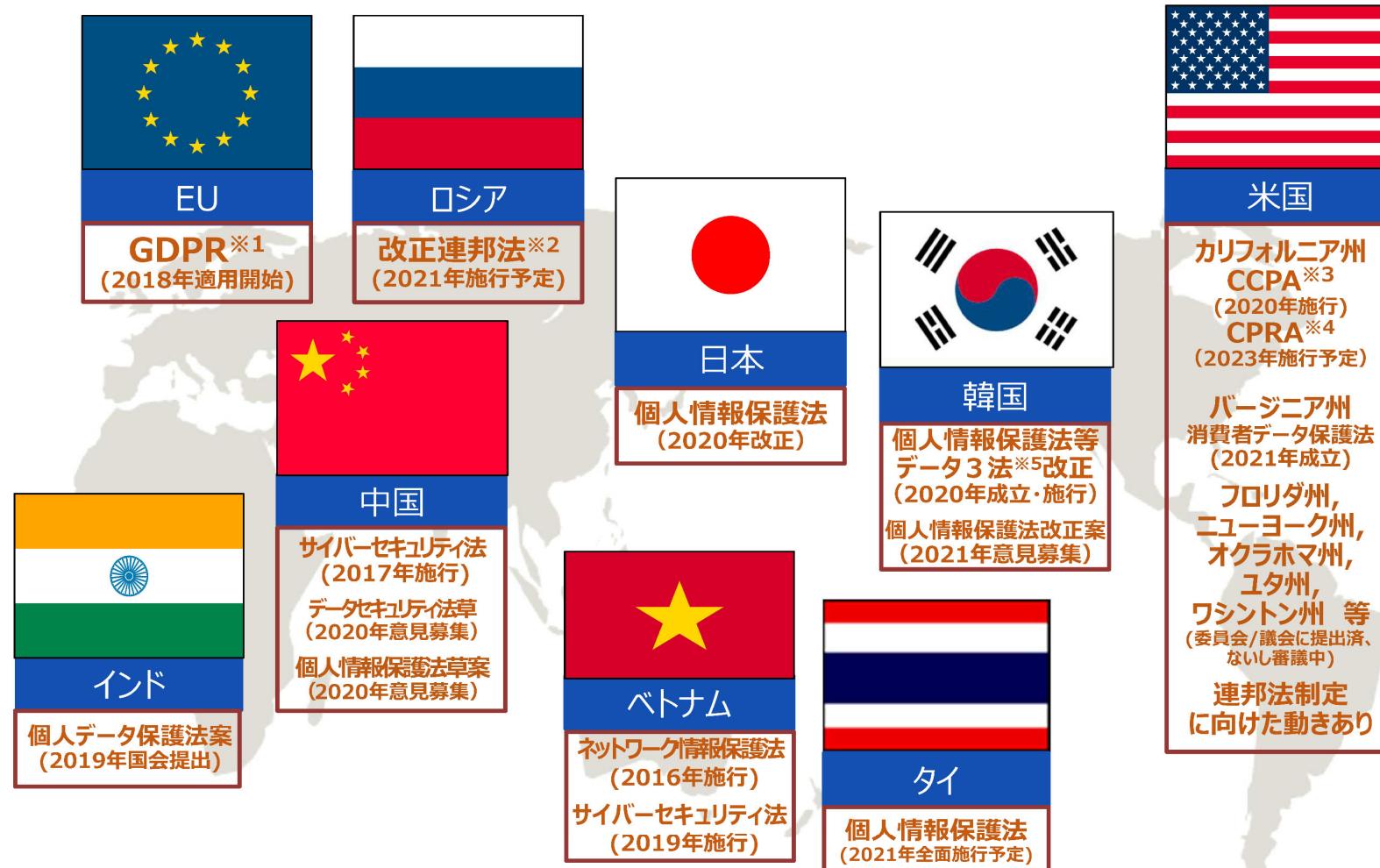
## 令和3年改正案

公布後1年以内施行  
(地方部分は公布後2年以内施行)

### 個人情報保護制度の官民一元化

- ✓ 官民を通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

## （参考）世界の主な個人情報保護関連の立法の動き（2015年以降）



※1 : GDPR : General Data Protection Regulation (一般データ保護規則)

※2 : 2006年個人データに関するロシア連邦法の改正法が2020年に成立

※3 : CCPA : California Consumer Privacy Act of 2018 (カリフォルニア州消費者プライバシー法)

※4 : CPRA : California Privacy Rights Act of 2020 (カリフォルニア州プライバシー権利法)

※5 : 個人情報保護法、情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律、信用情報の利用及び保護に関する法律

## 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）

- 平成27年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定（附則第12条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとしたもの。

### 改正法の内容

#### 1. 個人の権利の在り方

- 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。  
1-1
- 保有個人データの開示方法（※）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。  
1-2  
(※)現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。
- 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。  
1-3
- 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることなし、開示、利用停止等の対象とする。  
1-4
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、  
1-5 ①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。  
(※)本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

#### 2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（※）に、  
2-1 委員会への報告及び本人への通知を義務化する。  
(※)一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定
- 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。  
2-2

#### 3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。  
3-1  
(※)現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野（部門）を対象とする。

#### 4. データ利活用に関する施策の在り方

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設  
4-1 し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなる  
4-2 ことが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

#### 5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。  
5-1  
(※)命令違反:6月以下の懲役又は30万円以下の罰金  
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
虚偽報告等:30万円以下の罰金 → 50万円以下の罰金
- データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金額を引き上げる（法人重科）。  
5-2  
(※)個人と同額の罰金（50万円又は30万円以下の罰金） → 1億円以下の罰金

#### 6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。  
6-1
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取り扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。  
6-2

#### 7-1

（略）その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置（漏えい等報告、法定刑の引上げ等）を講ずる。

# 1. 個人の権利の在り方

改正

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議  
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

- ① 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。
- ② 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- ③ 個人データの授受に関する第三者提供記録を、本人が開示請求できるようにする。
- ④ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- ⑤ オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

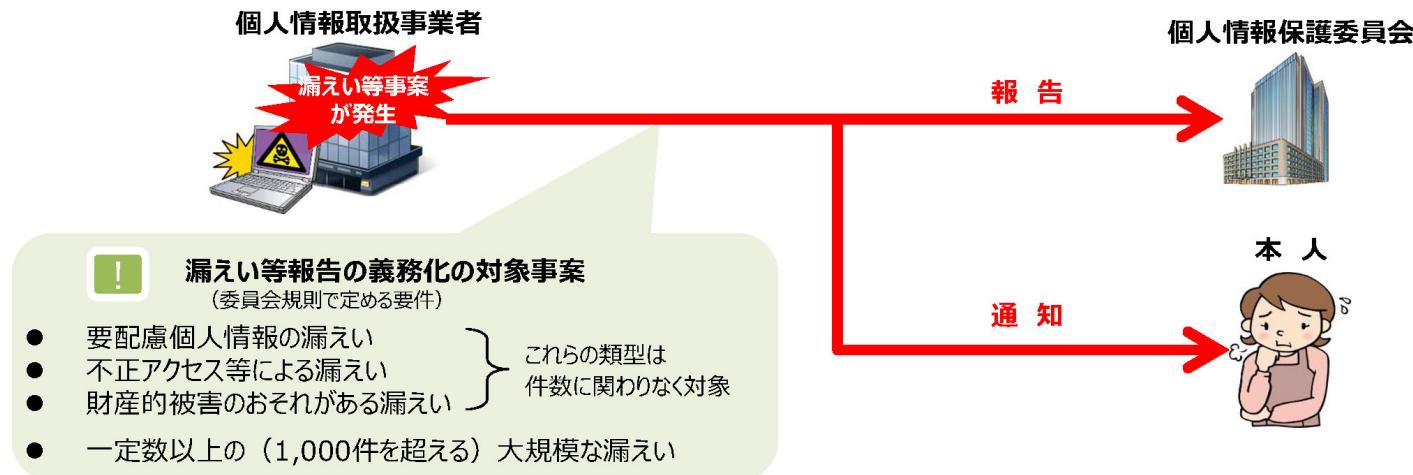
（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

## 2. 事業者の守るべき責務の在り方（1）

### ①漏えい等報告の義務化 改正

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。

【背景】漏えい等報告は法令上の義務ではないため、積極的に対応しない事業者も一部に存在しており、仮に、事業者側が公表もしない場合、委員会が事案を把握できないまま、適切な対応が行えないおそれがある。



(参考) 現行の告示に基づく漏えい等事案に関する報告の受付状況（令和元年度）

個人情報保護委員会	事業所管大臣	認定個人情報保護団体	計
1,066件	1,519件	1,935件	4,520件

## 2. 事業者の守るべき責務の在り方（2）

### ②不適正な方法による利用の禁止

新設

- **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

【背景】 昨今の急速なデータ分析技術の向上等を背景に、潜在的に個人の権利利益の侵害につながることが懸念される個人情報の利用の形態がみられるようになり、消費者側の懸念が高まりつつある。



「違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法」とは？

例えば、下記のような、相当程度悪質なケースが想定されます。

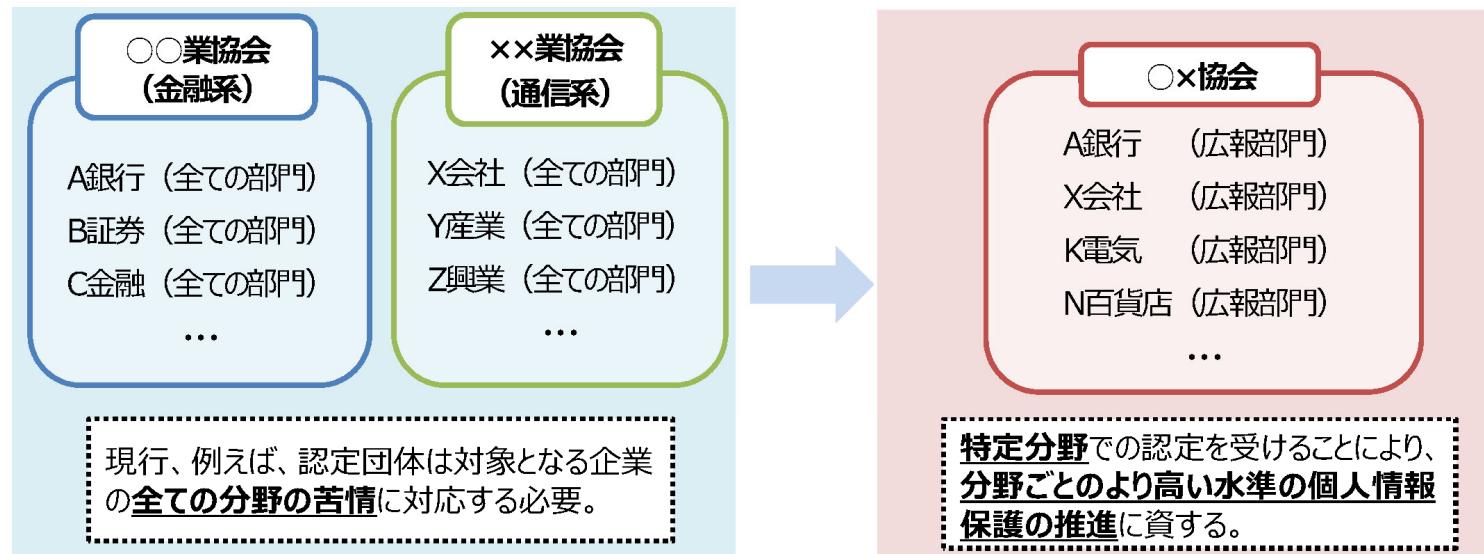
- ① 違法行為を営む第三者に個人情報を提供すること。
- ② 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報について、差別が誘発されるおそれがあることが十分に予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開すること。

### 3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

#### ○認定個人情報保護団体制度の充実 改正

- 認定団体制度について、個人情報を用いた業務実態の多様化やIT技術の進展を踏まえ、**企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。**

【背景】 業務実態の多様化やIT技術の進展に伴い、民間団体が特定分野における個人データの取扱いに関する自主ルールを策定していくことや、積極的に対象事業者に対して指導等を行っていくことの重要性が増加。

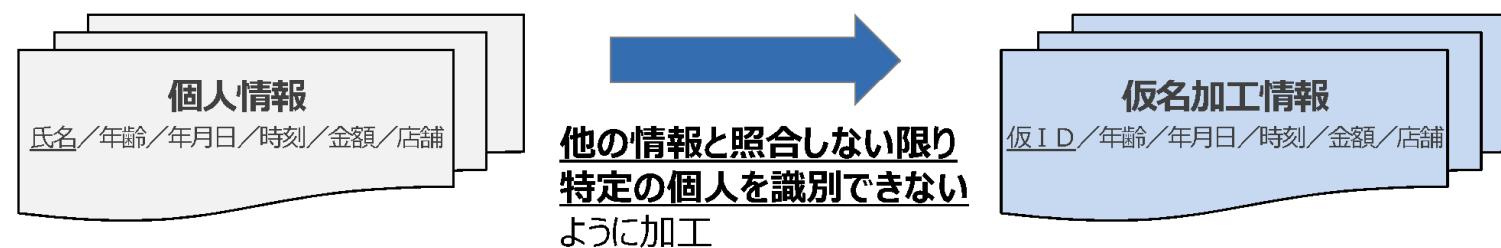


## 4. データ利活用の在り方（1）

### ①データ利活用に関する施策の在り方 新設

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。

【背景】仮名化された個人情報について、一定の安全性を確保しつつ、データとしての有用性を、加工前の個人情報と同等程度に保つことにより、匿名加工情報よりも詳細な分析を比較的簡便な加工方法で実施し得るものとして、利活用しようとするニーズが高まっている。



#### （参考）想定される活用例

1. 当初の利用目的には該当しない目的や、該当するか判断が難しい新たな目的での内部分析
  - ① 医療・製薬分野等における研究
  - ② 不正検知・売上予測等の機械学習モデルの学習
2. 利用目的を達成した個人情報について、将来的に統計分析に利用する可能性があるため、仮名加工情報として加工した上で保管

#### 4. データ利活用の在り方（1）

### （参考）個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の対比（イメージ）

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議 令和3（2021）年5月7日	資料3-2
--	-------

	個人情報※1	仮名加工情報※2	匿名加工情報※2
適正な加工 (必要な加工のレベル)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない</li> <li>対照表と照合すれば本人が分かれる程度まで加工</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の個人を識別することができず、復元することができない</li> <li>本人が一切分からぬ程度まで加工</li> </ul>
利用目的の制限等 (利用目的の特定、制限、通知・公表等)	○	<input checked="" type="radio"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用目的の変更は可能</li> <li>本人を識別しない、内部での分析</li> <li>利用であることが条件</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> <p>(規制なし)</p>
利用する必要がなくなったときの消去	○ (努力義務)	○ (努力義務)	<input checked="" type="checkbox"/> <p>(規制なし)</p>
安全管理措置	○	○	○ (努力義務)
漏えい等報告等	○ (改正法で義務化)	✗ (対象外)	✗ (対象外)
第三者提供時の同意取得	○	— (原則第三者提供禁止)	✗ (同意不要)
開示・利用停止等の請求対応	○	✗ (対象外)	✗ (対象外)
識別行為の禁止	—	○	○

2021/7/20

※1：個人データ、保有個人データに係る規定を含む。 ※2：仮名加工情報データベース等、匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。

SciREX Seminar #35

## (参考) 匿名加工情報と仮名加工情報の定義・義務の違い

		匿名加工情報	仮名加工情報
取扱いに係る義務	定義	<p>特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を復元することができないように加工された個人に関する情報（§2⑪）</p> <p>※ 本人か一切分からない程度まで加工されたもの（個人情報に該当せず）</p>	<p><u>他の情報と照合しない限り</u>特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報（§2⑨）</p> <p>※ 対照表と<u>照合すれば</u>本人が分かる程度まで加工されたもの（個人情報に該当）</p>
	加工の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名等を削除（又は置き換え）</li> <li>項目削除、一般化、トップコーティング、ノイズの付加等の加工</li> <li>特異な記述の削除 等（§36①）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>氏名等を削除（又は置き換え）</u></li> <li>不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等を削除（又は置き換え）（§35-2①）</li> </ul>
	安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工方法等情報の安全管理（§36②）</li> <li>匿名加工情報の安全管理（努力義務）（§36⑥、§39）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対照表等の安全管理（§35-2②）</li> <li>仮名加工情報の安全管理（§20）</li> </ul>
	作成したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の項目の公表（§36③）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用目的の公表（§35-2④）</li> <li>※ 作成に用いた個人情報の利用目的とは異なる目的で利用する場合のみ</li> </ul>
	提供するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の項目・提供の方法の公表（§36④、§37）</li> <li>※ 本人同意のない第三者への提供が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>第三者提供の原則禁止</u>（§35-2⑥）</li> <li>※ <u>委託・共同利用は可能</u></li> <li>※ 「作成元の個人データ」は本人同意の下で提供可能（§23①）</li> </ul>
	利用するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>識別行為の禁止（§36⑤、§38）</li> <li>苦情処理等（努力義務）（§36⑥、§39）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>識別行為の禁止（§35-2⑦）</li> <li>本人への到達行為の禁止（§35-2⑧）</li> <li>※ 電子メールの送付、住居訪問等の禁止</li> <li>利用目的の制限（§35-2③）</li> <li>※ <u>利用目的の変更は可能</u>（§35-2⑨）</li> <li>利用目的達成時の消去（努力義務）（§35-2⑤）</li> <li>苦情処理（努力義務）（§35）</li> </ul>

## （参考）仮名加工情報の加工基準（イメージ）

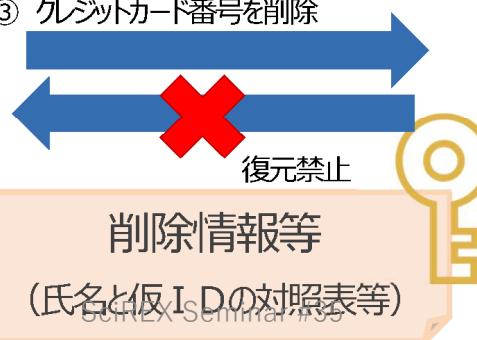
- 仮名加工情報の作成方法に関して、最低限の規律として、次の措置を講ずることを求める。

- ① 特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること
- ② 個人識別符号の全部を削除すること
- ③ 不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等（例：クレジットカード番号）を削除すること

※ ガイドラインにおいて、仮名加工情報の作成方法に関する上記の基準等について、具体的な事例等も交えて示す予定。

### 加工の例：

- ① 氏名を仮IDに置換
- ② 旅券番号、マイナンバーを削除
- ③ クレジットカード番号を削除



## 4. データ利活用の在り方（2）

### ②個人関連情報の第三者提供規制 新設

- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

【背景】ユーザーデータを大量に集積し、それを瞬時に突合して個人データとする技術が発展・普及したことにより、提供先において個人データとなることをあらかじめ知りながら非個人情報として第三者に提供するという、法第23条の規定の趣旨を潜脱するスキームが横行しつつあり、こうした本人関与のない個人情報の収集方法が広まることが懸念される。

A社

- A社では、誰の個人データか分からぬ



B社において個人データとなることが想定される場合は原則本人の同意が必要

個人関連情報	
ID等	購買履歴
1	ミレルティ、おこり、アンパン…
2	紅茶、サンドイッチ、アイス…
3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶…
4	時刻表、デジカメ、書籍…



B社

- B社は、A社とID等を共有。
- B社では、ID等に紐づいた個人データを保有。



個人データ		
氏名	年齢	ID等
山田一子	55歳	1
佐藤二郎	37歳	2
鈴木三郎	48歳	3
高橋四郎	33歳	4

個人データ			
氏名	年齢	ID等	購買履歴
山田一子	55歳	1	ミレルティ、おこり、アンパン…
佐藤二郎	37歳	2	紅茶、サンドイッチ、アイス…
鈴木三郎	48歳	3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶…
高橋四郎	33歳	4	時刻表、デジカメ、書籍…

A社から提供されたデータをID等を使って自社内の個人データと結合

## 5. ペナルティの在り方

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議  
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

### ①法定刑の引き上げ等 改正

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。

【背景】法に違反する事案が増加する中で、報告徴収や立入検査を行う事案は増加しており、事業者の実態を把握する端緒となる報告徴収や立入検査の実効性を高める必要がある。

法人に対して、行為者と同額の罰金を科したとしても、罰則として十分な抑止効果は期待できない。

		懲役刑		罰金刑	
		現 行	改正後	現 行	改正後
個人情報保護委員会からの命令への違反	行為者	6月以下	1年以下	30万円以下	100万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	1億円以下
個人情報データベース等の不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	50万円以下	1億円以下
個人情報保護委員会への虚偽報告等	行為者	-	-	30万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	50万円以下

## 6. 法の域外適用・越境移転の在り方（1）

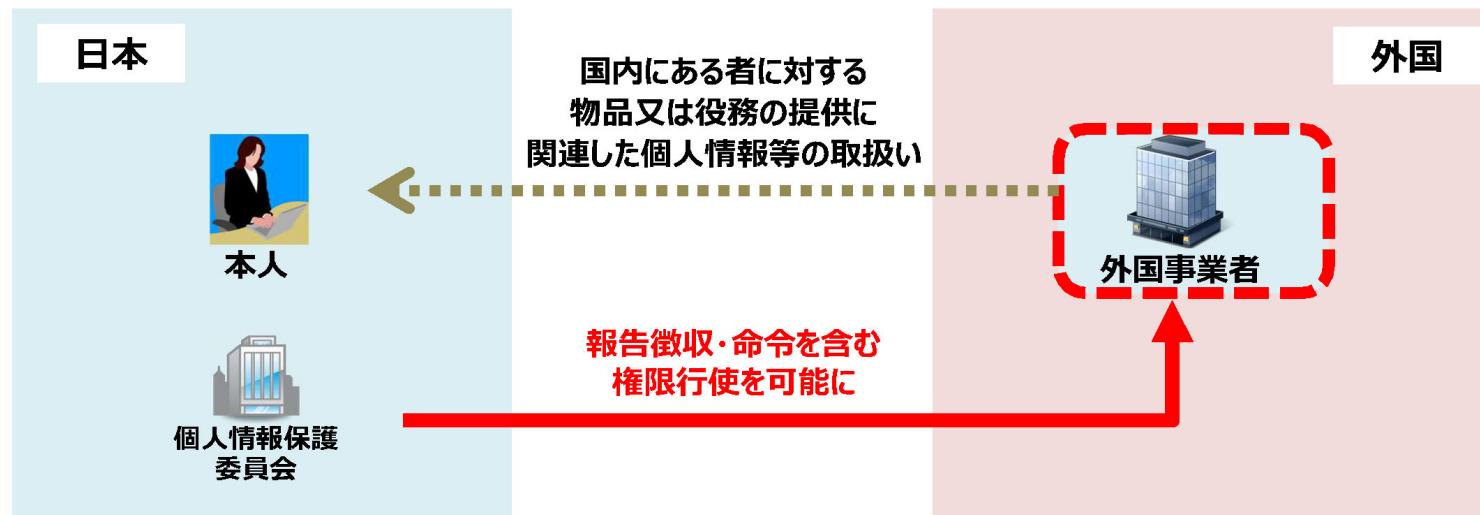
第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議  
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

### ①域外適用の強化 改正

- 日本国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。

【背景】域外適用の対象となる外国の事業者に行使できる権限は、指導及び助言並びに勧告のような強制力を伴わない権限にとどまっており、外国における漏えい等の事案に対して、委員会が適切に対処できないおそれがある。

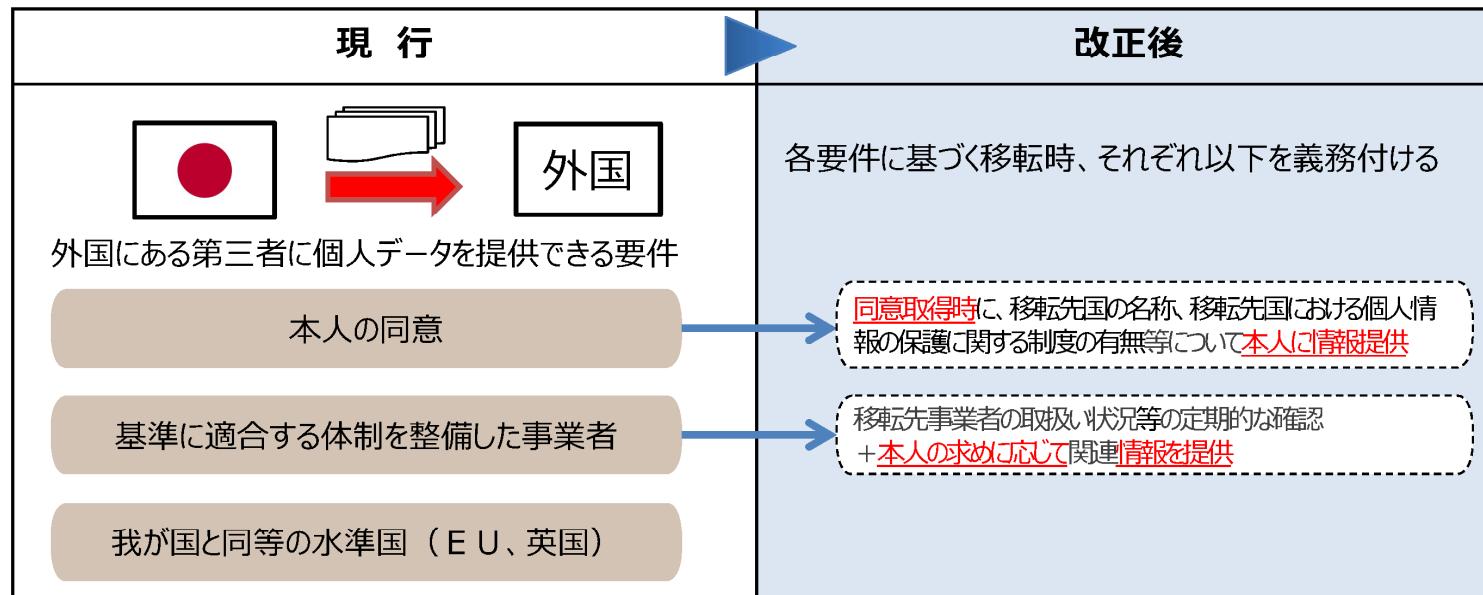


## 6. 法の域外適用・越境移転の在り方（2）

### ②越境移転に係る情報提供の充実 改正

- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

【背景】近年、一部の国において国家管理的規制がみられるようになっており、個人情報の越境移転の機会が広がる中で、国や地域における制度の相違は、個人やデータを取り扱う事業者の予見可能性を不安定なものとし、個人の権利利益の保護の観点からの懸念も生じる。



## 6. 法の域外適用・越境移転の在り方

### 6-2 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化

#### 旧第24条

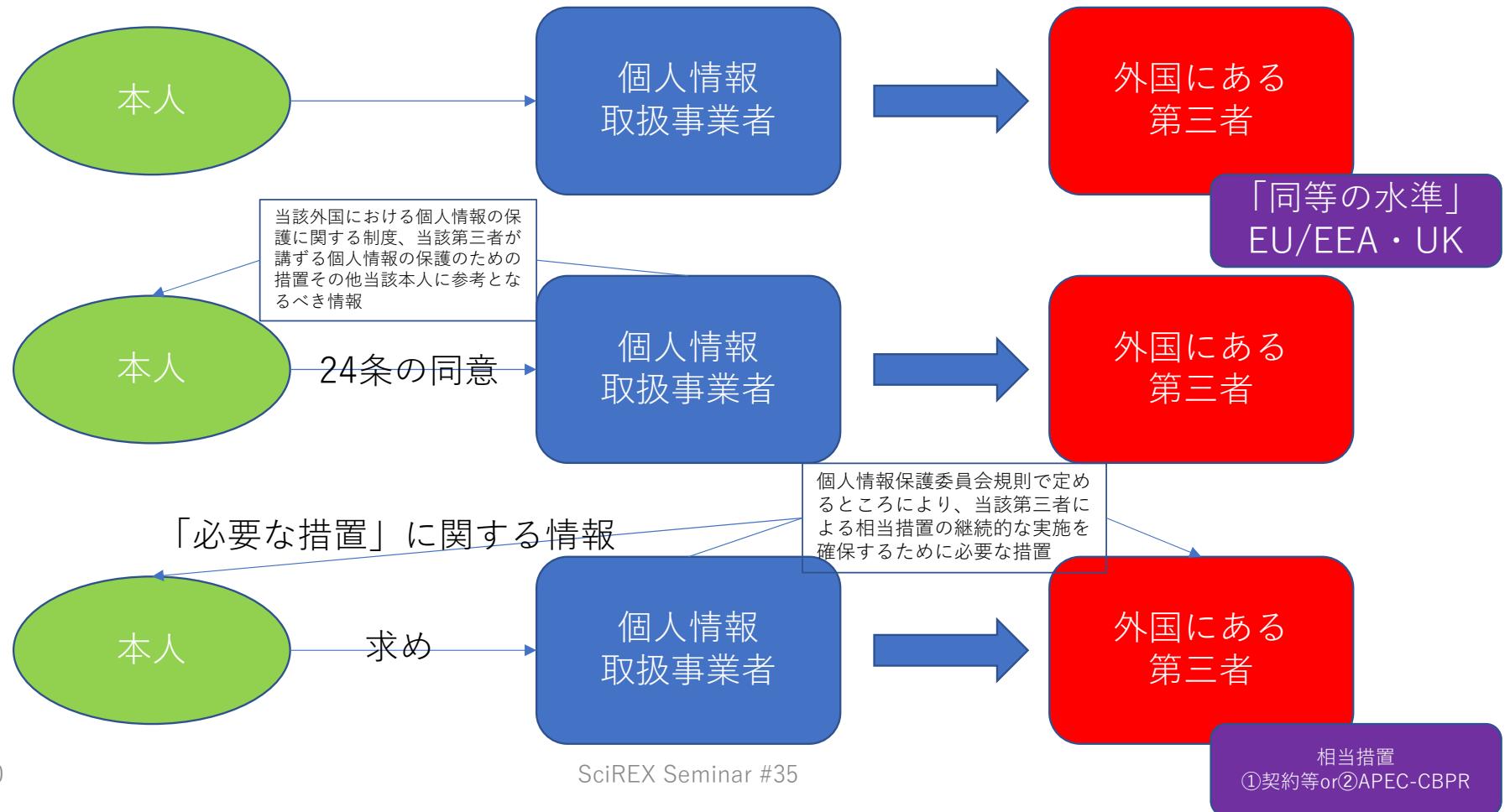
個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

#### 新第24条（令和3年改正後28条）

個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び第26条の2第1項第2号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

# 24条の行為規制



## 第201回国会参・内閣委員会第13号（令和2年6月4日）

○山田太郎君 ありがとうございました。

(前略) 今回、外国にある第三者への制限ということで、改正法の二十四条に当たる部分であります、新設されまして、外国にある第三者に個人データを提供する場合に本人からの同意を得る際、本人への参考となるべき情報の提供義務が課されたということなんですが、これも具体的にどのような参考情報の提供義務が発生するか、非常に不明だと思うんですね。

本人に提供しなければならない参考情報の基準とか具体例ですかと提供の方法、それから外国の個人情報保護法の条文を伝えるだけで足りるのかどうかとか、一律に日本語での情報提供でなければならぬのか。例えば、被害を受けた人は母国語が英語とかフランス語だった場合に、その人たちに対しては、相手が分かるようにというふうなことがありますので、英語やフランス語で伝えなければならないのか。

企業実務としては非常に問題は大きいと思いますが、この辺り教えていただければと思います。

○政府参考人（其田真理君） 外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ようとするときには、個人情報取扱事業者が当該本人に提供しなければならない情報や提供の方法については委員会規則で定めることとしておりますけれども、現時点では、例えば提供すべき情報としては、第三者の所在する外国の国名、それから個人情報保護制度などを想定しております。

また、提供の方法につきましては、電磁的な記録の提供や書面の交付による方法、基本的には日本語又は本人が内容を理解できる言語というふうに考えておりますけれども、こういった方法を想定をしてございます。

○山田太郎君 もう一つ、外国における個人情報保護制度を情報提供する件については、その事業者が独自に外国における個人情報の保護に関する制度等の情報を調査して提供しなきゃいけないとなっているんですけど、これもまた企業にとっては大変重たい状況だと思います。

これらの情報については、多分、できれば個人情報保護委員会さんが外国の制度を調査してウェブで例えば公表すると、その公表されたものを各事業者として、委員会が公表したからということでその情報を提供するというような、少し便宜というか図ってあげないと、個社が個々の外国法制に対して全て調べていくということはほぼ難しいし、同じようなことを社会でもってみんながそれぞれ調べ合うというのもどうかと思いますので、その辺りの便宜ということは図っていただけないでしょうか。

○政府参考人（其田真理君） 今回の改正は、越境移転を行う事業者において移転先の環境を認識していただくという趣旨もございまして、企業が自らの取組をお願いしたいというのが基本でございますけれども、委員会といたしましても、外国の個人情報保護制度につきまして、参考となる情報を提供してまいりたいと考えております

個人情報保護委員会事務局・内閣府大臣官房番号制度担当室・内閣府日本医療開発機構・医療情報基盤担当室「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案 説明資料」（令和2年3月）（情報公開請求で取得）52-53頁

## 1 改正の背景

### 2 現行制度の課題

近年、一部の外国において、民間事業者が取り扱う個人情報について、例えば、国内における保存を義務付け、また、当局への提出を義務付けるといった、国家的な管理を及ぼすための規制が導入されている。

#### 具体例

- ・中国で平成29年に施行されたサイバーセキュリティ法第28条では、「ネットワーク運営者は、公安機関、国のセキュリティ機関が行う、国の安全保障・犯罪捜査活動のために技術的な支援、協力を行わなければならない。」と規定されている。また、同法第37条では、「重要インフラの運営者は、中国国内で収集した個人情報及び重要データを中国国内で保存しなければならない」と規定されている。
- ・ベトナムにおいても平成31年に施行されたサイバーセキュリティ法において、インターネットサービス事業者等に対して、ユーザー情報等の国内保存、必要に応じた公安省等へのユーザー情報の提供を義務付ける規定がみられる。

こうした外国にある第三者に提供された個人データについては、当該外国の法令を理由に訂正等や利用停止等の請求が拒絶される場合や、当該外国の当局の取得・利用により本人の権利利益が侵害される場合が想定される。

上記①又は②（筆者注：法24条及び規則11条の2の例外）以外の外国にある第三者への提供については、個人情報取扱事業者が事前の本人同意を得ようとする場合には、提供先やその利用方法等の一般的な関心事項について、本人に説明して理解を得ることが想定されるものの、通常は本人が当該外国の法令についてまで関心を有しているとは限らないため、本人の意思に反した取扱いにより本人の権利利益が侵害されるおそれを理解しないまま、同意を行う可能性があるものと考えられる。

また、上記②の外国にある第三者への提供については、当該提供を行った時点では基準に適合していた者であっても、当該外国の法令の制定改廃その他の事情変更により、相当措置の継続的な実施が困難となる可能性があるにもかかわらず、個人情報取扱事業者が、当該事情変更を関知しないまま、当該第三者への個人データの提供を継続するおそれがあるものと考えられる。

個人情報保護委員会事務局・内閣府大臣官房番号制度担当室・内閣府日本医療開発機構・医療情報基盤担当室「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案 説明資料」（令和2年3月）（情報公開請求で取得）53頁

## II 外国にある第三者への提供に伴う本人に対する情報提供義務の新設（新法第24条第2項関係）

上記①又は②以外の外国にある第三者への個人データの提供については、本人の意思に反した当該個人データの取扱いにより本人の権利利益が侵害されるおそれを感じないまま同意を行うことを防止するため、当該提供について本人の同意を得ようとする場合には、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を事前に提供するよう、個人情報取扱事業者に義務付けることとするものである。

情報提供の方法や提供の対象となる情報については、個人情報保護委員会規則に委任することとし、具体的には、電磁的記録の提供や書面による交付といった具体的な情報提供の方法や、「当該外国における個人情報の保護に関する制度」及び「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置」のそれぞれについて、本人に提供すべき具体的な情報の内容（当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無や、当該制度が存在する場合にはその概要、当該第三者のプライバシー・ポリシーの内容等）、「その他本人に参考となるべき情報」の具体的な内容（当該外国の国名等）について規定することを予定している。

## 第6節 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方

### 3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化

- 海外への業務委託の一般化やビジネスモデルの複雑化が進む中、個人データの越境移転に伴うリスクも変化しつつある。これまで、データ保護関連法制については、多くの国々で、OECDプライバシー・ガイドラインに準拠する形で行われてきたが、近年、データ保護関連法制が途上国を含め世界に広がる中で、一部の国において国家管理的規制がみられるようになっている。データの国内での保存等を義務付けるデータ・ローカライゼーションや、民間のデータに対する制限のないガバメント・アクセスに係る海外の立法例はその一例と考えられる。
- 個人情報の越境移転の機会が広がる中で、こうした国や地域における制度の相違は、個人やデータを取り扱う事業者の予見可能性を不安定なものとし、個人の権利利益の保護の観点からの懸念も生じる。例えば、データ・ローカライゼーション政策との関係から、本人による個人データの消去の請求に越境移転先の事業者が対応することができないおそれや、外国政府による無制限なガバメント・アクセスによって、我が国で取得され越境移転された個人データが不適切に利用されるおそれがある。こうした国家管理的規制は、個人の権利利益の保護の観点から看過しがたいリスクをもたらすおそれがある。
- また、G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合（令和元年6月8日及び9日）において、「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（DFFT）」（信頼性のある自由なデータ流通）のコンセプトがG20全体で合意され、信頼につながる各国の法的枠組みは相互に接続可能なものであるべきことが確認された。このような国際的潮流の中にあって、「プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進」を実現するためには、国家間では相互に信頼性を確保した自由なデータ流通を促進する必要があることに加え、上記のような、個人データのフリー・フローを支える信頼を、事業者と本人の間においても確保することが重要である。
- 平成27年改正法で導入された法第24条は、個人情報取扱事業者が外国に個人データを移転できる場合を一定の場合に制限するものであり、その規制の対象は個人データの移転元である国内事業者であることから、当該規制によって、移転先における状況の多様性に起因するリスクに対応するためには、移転先の事業者やその事業者がおかれている外国の状況について必要最低限の留意を求めることとする。
- 具体的には、移転元となる個人情報取扱事業者に対して本人の同意を根拠に移転する場合は、移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求める。また、移転先事業者において継続的な適正取扱いを担保するための体制が整備されていることを条件に、本人の同意を得ることなく個人データを移転する場合にあっては、本人の求めに応じて、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報提供を行うこととする。
- なお、移転先国の個人情報の保護に関する制度等についての本人に対する情報提供は、当該個人情報の取扱いについて本人の予見可能性を高めることが趣旨であることから、その範囲で必要最低限のものとし、網羅的なものである必要はない。今後、事業者の負担や実務に十分配意した上で、過重な負担とならないように、提供する情報の内容や提供の方法等について具体的に検討することとする。

## 6. 法の域外適用・越境移転の在り方

### 6-2 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化

(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)

新規則第11条の3

法第二十四条第二項又は法第二十六条の二第一項第二号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第二十四条第二項又は法第二十六条の二第一項第二号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該外国の名称

二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十四条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由

二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

4 第二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十四条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

新規則第11条の4

法第二十四条第三項（法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（第二十六条の二第二項において読み替えて準用する場合にあっては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

2 法第二十四条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

3 個人情報取扱事業者は、法第二十四条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

一 当該第三者による法第二十四条第一項に規定する体制の整備の方法

二 当該第三者が実施する相当措置の概要

三 第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法

四 当該外国の名称

五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

4 個人情報取扱事業者は、法第二十四条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 個人情報取扱事業者は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

# 令和2年改正個人情報保護法 政令・規則の概要

テーマ	法改正の内容	政令・規則案の内容
漏えい等報告・本人通知	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知を義務化する	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>報告対象</b>：①要配慮個人情報、②財産的被害が発生するおそれがある場合、③不正アクセス等故意によるもの、④1,000人を超える漏えい等を報告対象とする</li> <li><b>委員会への報告</b>：速報と確報の二段階。事態の発生を認識した後、速やかに速報を求めるとともに、30日（上記③の場合は60日）以内に確報を求める</li> </ul>
仮名加工情報	「仮名加工情報」を創設し、内部分析等を条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>加工基準</b>：①氏名等の特定の個人を識別できる記述等、②個人識別符号、③財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除・置換を求める</li> </ul>
個人関連情報	提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>提供元における本人同意の確認方法</b>：提供先から申告を受ける方法等とする</li> <li><b>提供元における記録義務</b>：①提供年月日、②第三者の氏名等、③個人関連情報の項目等を記録させ、原則3年の保存を求める</li> </ul>
越境移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人同意に基づく越境移転：同意の取得時に、本人への情報提供を求める</li> <li>体制整備要件に基づく越境移転：移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>同意取得時に本人に提供すべき情報</b>：①移転先の所在国名、②適切かつ合理的な方法で確認された当該国の個人情報保護制度、③移転先が講ずる措置について情報提供を求める</li> <li><b>移転元が講ずべき「必要な措置」</b>：①移転先における個人データの取扱状況及びそれに影響を及ぼしうる移転先の所在国の制度の有無の定期的な確認、②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人データの提供を停止）を求める</li> </ul>
法定公表事項	— (制度改正大綱に記載)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>公表事項</b>：安全管理のために講じた措置を追加（ただし、公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除外）</li> </ul>

# 令和2年改正個人情報保護法 ガイドライン案の概要 ①

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン案の改正内容
利用停止等	一部の法違反の場合に加えて、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合</b>について、利用停止等が認められる事例や認められない事例を含め解釈を具体的に記載           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 利用停止等が認められる事例…ダイレクトメール送付停止を求めたにもかかわらず、繰り返し送付される場合</li> <li>➢ 認められない事例…電話会社からの料金支払いを免れるため、課金に必要な情報の利用停止等を請求する場合</li> </ul> </li> </ul>
漏えい等報告・本人通知	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（要配慮個人情報、財産的被害が発生するおそれがある漏えい等）に、委員会への報告（速報・確報の2段階）及び本人通知を義務化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>委員会への報告を要する事態</b>について、事例を含め解釈を具体的に記載するとともに、<b>委員会への速報・確報の時間的制限の考え方</b>等を記載           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 財産的被害が発生するおそれがある漏えい等に該当する事例…ECサイトからクレジットカード番号が漏えいした場合</li> <li>➢ 速報の時間的制限の目安として、事態の発生を知った時点から概ね3日～5日以内（確報については、規則において原則30日以内と規定）</li> </ul> </li> </ul>
不適正利用の禁止	違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>不適正な方法による個人情報の利用に該当すると考えられる場合</b>について、事例を含めて解釈を具体的に記載           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 該当する事例…採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用</li> </ul> </li> </ul>

# 令和2年改正個人情報保護法 ガイドライン案の概要 ②

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン案の改正内容
認定団体制度の充実	現行制度に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする	<ul style="list-style-type: none"> <li>今般の法改正も契機に、<b>認定団体の望ましい取組の方向性</b>を示すためのガイドラインを認定団体編として新設</li> <li>制度の目的・意義に加え、①求められる具体的な業務（苦情処理、情報提供等）、②自主ルールの策定等、③漏えい等報告等について記載</li> </ul>
公表事項等	安全管理のために講じた措置を法定公表事項に追加する	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理の観点から公表すべき事項として、個人データの取扱いに関する責任者を設置している旨、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化している旨等を記載</li> <li>外国の制度等を把握した上で、安全管理措置を講ずべき旨を明確化</li> <li>現行法で義務付けられている利用目的の規定に関し、本人が合理的に予測等できないような個人データの処理（ex.いわゆる「プロファイリング」）が行われる場合、本人が予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨を明確化</li> </ul>
仮名加工情報	「仮名加工情報」を創設し、利用を内部分析等に限定することを条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>仮名加工情報の加工基準等</b>について、事例を含め解釈を具体的に記載</li> <li>仮名加工情報の加工基準に従った加工の事例…氏名、年齢、性別、サービス利用履歴が含まれる個人情報を加工する場合：氏名を削除</li> </ul>

# 令和2年改正個人情報保護法 ガイドライン案の概要 ③

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン案の改正内容
個人関連情報	提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>同意取得の主体、同意取得の方法等</b>について、事例を含め解釈を具体的に記載           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 同意取得の主体…原則、情報を利用する主体となる提供先が同意を取得する</li> <li>➢ 同意取得の方法…同意取得にあたっては、対象となる個人関連情報の範囲を示した上で、明示の同意を要する</li> </ul> </li> </ul>
越境移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人同意に基づく越境移転：同意の取得時に、本人への情報提供を求める</li> <li>• 体制整備要件に基づく越境移転：移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>同意取得時の情報提供、体制整備要件に基づく越境移転時に移転元が講すべき「必要な措置」</b>について、事例を含め解釈を具体的に記載           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 同意取得時に提供すべき情報の考え方…本人がリスクを適切に把握できるよう、               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 移転先が所在する外国の名称、</li> <li>✓ 個人情報保護制度等に関して、我が国の制度や我が国事業者に求められる措置との本質的な差異についての情報提供を求める</li> </ul> </li> <li>➢ 体制整備要件に係る「必要な措置」…               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 年一回程度、移転先における個人データの取扱状況及びこれに影響を及ぼすおそれのある外国制度の有無等を確認、</li> <li>✓ 契約違反等の問題が生じた場合には、その是正を求める</li> <li>✓ 問題が解消されず適正な取扱いの継続的な確保が困難となった場合は、個人データの提供を停止</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

### 3 令和 3 年改正の概要

# デジタル改革関連法案の全体像

[https://getnews.jp/archives/2905021/hirai\\_dg\\_01](https://getnews.jp/archives/2905021/hirai_dg_01)  
より引用

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

## デジタル社会形成基本法案（仮称）※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定
- [IT基本法との相違点]
  - ・高度情報通信ネットワーク社会→データ利活用により発展するデジタル社会
  - ・ネットワークの充実+国民の利便性向上を図るデータ利活用（基本理念・基本方針）
  - ・デジタル庁の設置（IT本部は廃止）
- ⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

## デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）

- ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個別に一元化（個人情報保護法改正等）
  - ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
  - ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
  - ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正）
  - ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知（住民基本台帳法改正）
  - ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）
- ✓ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める49法律を改正）
  - ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知（住民基本台帳法改正）
  - ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

## デジタル庁設置法案（仮称）

- ✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
- ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣（仮称）のほか、特別職のデジタル監（仮称）等を置く
- ⇒デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

## 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（仮称）

- ✓ 希望者において、マイナポータルからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようとする
- ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする
- ⇒国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化

## 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（仮称）

- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設
- ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設
- ⇒国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

## 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（仮称）

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築
- ⇒地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

# デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

<予算関連法案>

## 趣旨

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。

## 概要

### 個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

### マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
- ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。

施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など））、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

### マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務処理法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

#### ＜マイナンバーカードの利便性の抜本的向上＞

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
- ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
- ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
- ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等

施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

#### ＜マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化＞

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等

施行日：令和3年9月1日

### 押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

2021/7/22 押印を求める各種手続についてその押印を不要とともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。

施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

# 1. 国会における審議の経過

第174回個人情報保護委員会[資料1]「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」

- 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」は、令和3年2月9日に第204回国会（常会）に提出された。国会における審議を経て、同年5月12日に成立、同月19日に公布。
- 国会審議において、個人情報保護法改正関係については、主として、  
①法案提出の背景、②委員会による行政機関等に対する監視、③地方公共団体等への影響、  
④外国制度との比較、⑤委員会の体制整備 等について、質疑が行われた。

## ○ 衆議院

- 令和3年3月9日（火） 趣旨説明、質疑（本会議）
- 令和3年3月10日（水） 趣旨説明（内閣委員会）
- 令和3年3月12日（金） 質疑（内閣委員会）
- 令和3年3月17日（水） 質疑（内閣委員会）
- 令和3年3月18日（木） 参考人質疑（内閣委員会）
- 令和3年3月19日（金） 質疑（内閣委員会）
- 令和3年3月24日（水） 質疑（内閣委員会総務委員会連合審査会、内閣委員会）
- 令和3年3月31日（水） 質疑（内閣委員会）
- 令和3年4月2日（金） 質疑、討論、採決、附帯決議（内閣委員会）
- 令和3年4月6日（火） 可決（本会議）

## ○ 参議院

- 令和3年4月14日（水） 趣旨説明、質疑（本会議）
- 令和3年4月20日（火） 趣旨説明、質疑（内閣委員会）
- 令和3年4月22日（木） 質疑（内閣委員会）
- 令和3年4月27日（火） 質疑（内閣委員会総務委員会連合審査会、内閣委員会）
- 令和3年5月6日（木） 参考人質疑（内閣委員会）
- 令和3年5月11日（火） 質疑、討論、採決、附帯決議（内閣委員会）
- 令和3年5月12日（水） 可決・法案成立（本会議）

## 2. 国会における附帯決議① (個人情報保護法関係抜粋)

第174回個人情報保護委員会[資料1]「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」

デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、  
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び預貯金者の意思に基づく  
個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案に対する附帯決議（令和3年4月2日衆議院内閣委員会）（抜粋）

政府は、デジタル改革関連五法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。また、政府は、地方公共団体における運用等についても次の事項の趣旨にのっとり行われるよう、必要な助言を行うこと。

四 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

- 1 個人の権利利益の保護を図るため、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めることが及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関する条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組みについて、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
- 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
- 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することに鑑み、個人情報保護委員会の体制強化を図ること。
- 8 学術研究目的における個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外となることに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。

## 2. 国会における附帯決議② (個人情報保護法関係抜粋)

第174回個人情報保護委員会[資料1]「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」

デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、  
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び預貯金者の意思に基づく  
個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案に対する附帯決議（令和3年5月11日参議院内閣委員会）（抜粋）

政府は、デジタル改革関連五法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。また、政府は、地方公共団体における運用等についても次の諸点の趣旨にのっとり行われるよう、必要な助言を行うこと。

### 四 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

- 1 個人の権利利益の保護を図るため、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めることが及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関する条例を制定することができる旨を、地方公共団体に確実に周知するとともに、地方公共団体が条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組みについて、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
- 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
- 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することにより業務量が増大すると見込まれることに鑑み、その任務を果たすことができるよう、必要な人材の確保を含め体制強化を図ること。また、個人情報保護委員会は、地方公共団体から必要な情報の提供又は技術的な助言を求められた場合には、迅速に対応すること。
- 8 学術研究目的における個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外となることに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。

## 4. 改正法の円滑な施行に向けた取組の方針（案）

第174回個人情報保護委員会[資料1]「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」

- 改正法の円滑な施行に向けて、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進める。
- 影響が大きい主体（原則として民間部門の規律が適用される規律移行法人等、法律による共通ルールが適用される地方公共団体等、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等）を中心として、改正法や政令等の十分な周知を行う。
- 所掌業務の増加に対応した適切な組織体制を検討し、整備する。

### ○ 政令・規則・ガイドライン等の整備

- 説明会や個別の問合せへの対応における意見聴取などを通じ、関係する主体から広く丁寧に御意見を伺いながら、検討を進めることとする。
- ガイドライン等においては、改正法において新設された規定の解釈や想定される事例等を、可能な限り明確に示すこととする。

### ○ 改正法や政令等の周知

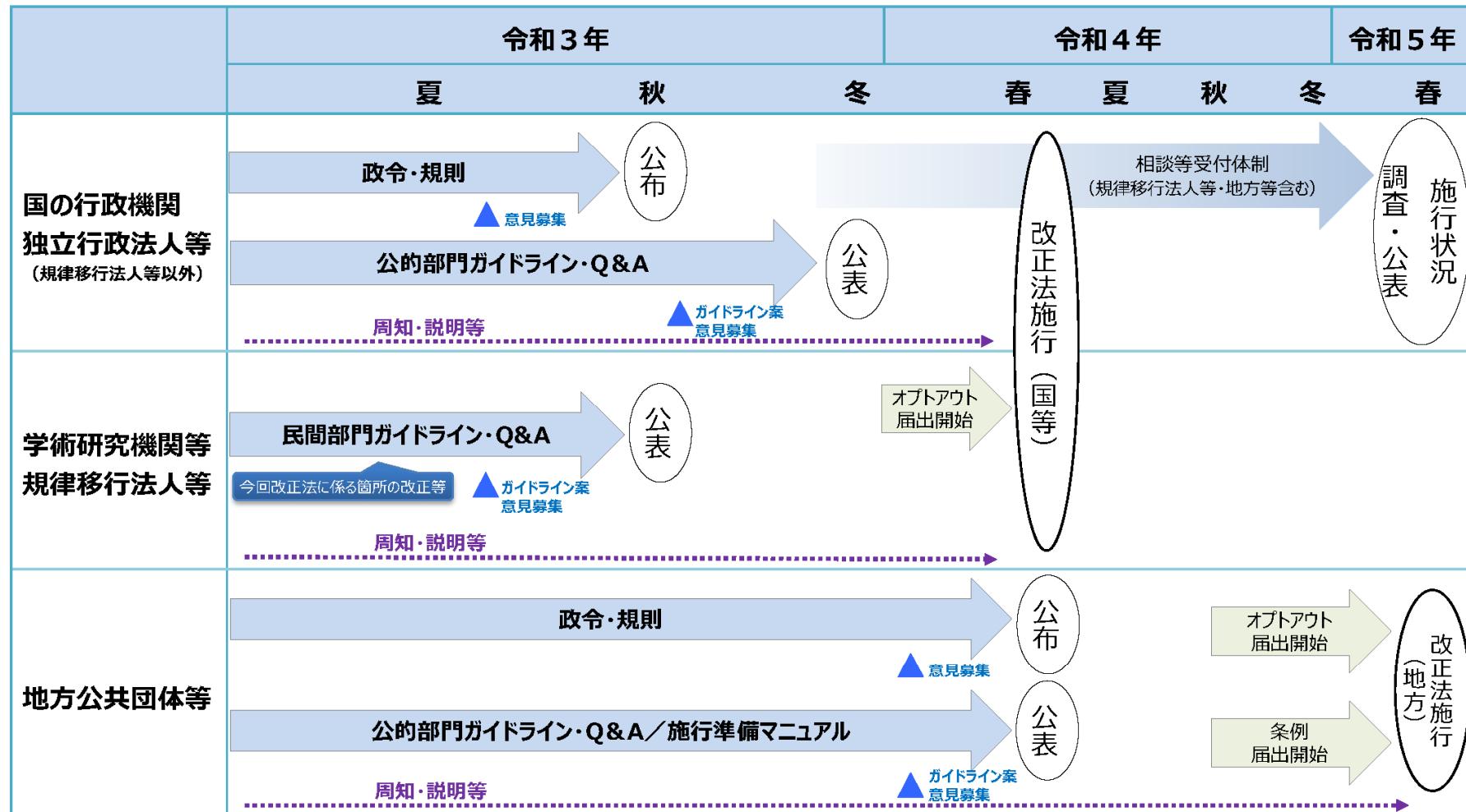
- 説明会や個別の問合せへの対応等を通じて、改正法、政令・規則・ガイドライン等の周知を図る。
- 地方公共団体における条例改正等の必要性に鑑み、十分な準備期間を確保する。
- 民間部門の規律が適用されることとなる規律移行法人等や、適用除外の精緻化が図られた学術研究機関等について、必要な情報提供等を行う。

### ○ 組織体制の整備

- 行政機関等に対する監視権限の行使、地方公共団体からの求めに応じた情報の提供、総合案内所の整備等、所掌業務の増加に対応すべく、適切な人員・組織体制を検討し、整備する。
- 改正法の全面施行に先立ち、これまでの民間事業者や個人に加えて、地方公共団体を含む行政機関等からの問合せにも一元的に対応する相談体制を構築し、制度の円滑な移行を支援する。

## 5. 改正法の施行準備スケジュール（案）

第174回個人情報保護委員会[資料1]「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」



※ このほか、個人情報の保護に関する基本方針についての改正も予定。また、令和2年改正法が令和4年4月に施行予定。

2021/7/20 SciREX Seminar #35  
※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。

# 定義の場所の変更

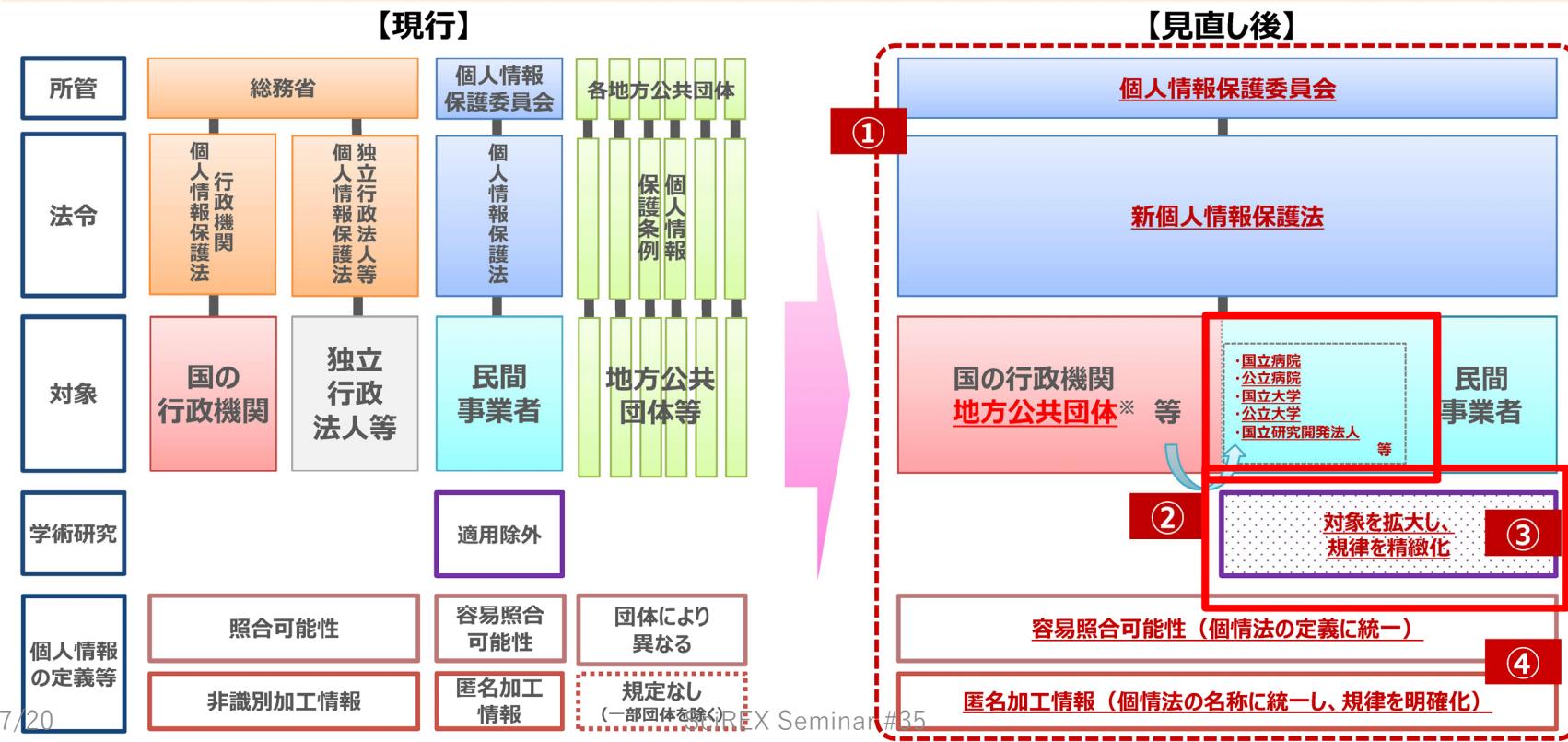
- ・民間部門・公的部門共通の定義は2条に残る
- ・民間部門のみの概念は16条へ
- ・公的部門のみの概念は60条へ

個人情報保護法（2020年改正後）	独法等個人情報保護法	50条・51条改正後
2条1項～3項	2条2項～4項	2条1項～3項
	2条1項	2条8項～11項
2条4項～7項		<b>16条1項～4項</b>
2条8項～9項	2条7項	2条4項～5項
2条10項		<b>16条5項</b>
2条11項	2条8項（非識別加工情報）	2条6項
2条12項		<b>16条6項</b>
26条の2第1項柱書（個人関連情報）		2条7項
26条の2第1項柱書（個人関連情報取扱事業者）		<b>16条7項</b>
	2条5項～6項（保有個人情報、個人情報ファイル）	<b>60条1項～2項</b>

## 個人情報保護制度見直しの全体像

再揭

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
  - ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
  - ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定**として精緻化。
  - ④ **個人情報の定義等**を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



### 3. 改正法の施行後における個人情報保護委員会の役割

第174回個人情報保護委員会[資料1]「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」

- 改正法の施行による委員会の役割の主な変更点は以下のとおり。

- ✓ 一本化された個人情報保護法についての解釈権限を有する。
- ✓ 個人情報取扱事業者等に加えて、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについて、一元的に所管し、監視監督権限を有する。
- ✓ 地方公共団体が条例を定めた場合、その旨及びその内容について届出を受け、公表する。
- ✓ 地方公共団体からの求めに応じて必要な情報の提供等を行う。
- ✓ 行政機関の長等に対して個人情報保護法の施行状況について報告を求め、毎年度その概要を公表する。

#### 民間事業者、行政機関、地方公共団体に対する委員会の監視監督の対比\*

	民間事業者	行政機関	地方公共団体
報告徴収	報告・資料提出の求め	資料提出・説明の求め 〔現行、総務大臣による 資料提出・説明の求め〕	資料提出・説明の求め (現行規定なし)
立入検査	立入検査	実地調査 (現行規定なし)	実地調査 (現行規定なし)
指導・助言	指導・助言	指導・助言 (現行、総務大臣による意見の陳述)	指導・助言 (現行規定なし)
勧告・命令	勧告・命令	勧告 (現行規定なし)	勧告 (現行規定なし)

2021/7/20 \* 独法等・地方独法については、本資料上は省略している。なお、地方公共団体については、病院及び診療所並びに大学の運営の業務以外を記載。  
また、行政機関の現行は、非識別加工情報以外を記載。

## 医療分野・学術分野における規制の統一（現在の状況）

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議  
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

- 現行の独法等個情法は、法の対象となる法人を、情報公開法における整理を踏襲し、①理事長等の人事権が政府にあるか、②法人に対して政府が出資できるか、を基準に決定。
- その結果、**医療分野・学術分野の独法等において、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業が継続的に行われているにもかかわらず、民間のカウンターパートと適用される規律が大きく異なる、という不均衡が発生。**

### 【行政の広義の内部関係】

総務省が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

- 個人情報ファイル保有の事前チェック（独法等を除く）
- 法の施行状況の調査・公表
- 総合案内所の運営
- 管理指針の策定

情報公開・個人情報保護審査会が、開示決定等に係る審査請求について、第三者的立場からチェック

国の行政機関

独立行政法人等

国立大学  
国立病院  
国立研究機関

規律の不均衡が発生

民間事業者

私立大学  
民間病院  
民間研究機関

# 医療分野・学術分野における規制の統一（改正の考え方）

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議  
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

- ・ 独法等のうち、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等（本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいもの）には民間事業者と同様の規律を適用。
- ・ ただし、本人からの開示等請求に係る規定及び非識別加工情報の提供に係る規定については、これらの規定がそれぞれ情報公開法制を補完する側面や広義のオープンデータ政策としての性格を有することに鑑み、現行法と同様、全ての独法等を行政機関に準じて扱う。

## 【行政の広義の内部関係】

個人情報保護委員会が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

### 国の行政機関

独法等のうち、民間に類する立場で民間のカウンターパートとの間でデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等  
(例)※

- ・国立研究開発法人
- ・国立病院機構
- ・国立大学法人
- ・大学共同利用機関法人

独法等のうち、公権力の行使に類する形で個人情報を保有するもの等、上記に該当しないもの  
(例)

- ・行政執行法人

## 【行政の外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

原則として  
同じ規律を適用

### 民間事業者

- ・私立大学
- ・民間病院
- ・民間研究機関

2021/7/※ これらの独法等が「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」も行っている場合は、当該業務における個人情報の取扱いについては例外的に行政機関と同様の安全管理措置義務を適用する。

## 【参考】一元化後の規律の適用関係

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議  
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

	民間事業者	規律移行法人等 <sup>※1</sup>	国の行政機関等 <sup>※2</sup> ・地方公共団体等
個人情報取扱事業者に係る規律（現行個人情報保護法第4章第1節及び第2節を基本的にスライド）			
・利用目的の特定等、適正取得	○	○	
・正確性確保、安全管理措置	○	○	
・第三者提供制限	○	○	
・開示等請求	○		
・匿名加工情報の作成・提供	○		
国の行政機関等に係る規律（現行行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法第2章～第4章の2を基本的にスライド）			
・保有制限、目的明示			○
・正確性確保、安全確保措置			○
・利用・提供制限			○
・個人情報ファイル保有の事前通知			○ ※3
・個人情報ファイル簿の作成・公表		○	○
・開示等請求		○	○
・匿名加工情報の作成・提供		○	○ ※4

※1 規律移行法人等とは、今般の一元化の機に、民間の個人情報取扱事業者と原則として同様の規律を適用すべき独立行政法人等、地方公共団体の病院・大学等及び地方独立行政法人を指す。

※2 国の行政機関等・地方公共団体等には、現行独立行政法人等個人情報保護法が適用される独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人のうち、規律移行法人等以外のものを含む。

※3 規律移行法人等以外の独立行政法人等に加え、地方公共団体及び地方独立行政法人については、事前通知の制度の対象外。

※4 地方公共団体については、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市に適用し、他の地方公共団体は任意で匿名加工の提案募集を実施可能とする。

The diagram illustrates the mapping of entities from the original law to the revised law. A large blue arrow points from the left table to the right table.

主体		適用法令	例
個人情報取扱事業者（民間事業者）	適用除外なし	個人情報保護法	民間企業（外国の企業を含む）
	適用除外あり	個人情報保護法（第4章（義務規定）適用なし）	私立大学（学術研究目的）、報道機関（報道目的）等
国の行政機関		行政機関個人情報保護法	国の行政機関
独立行政法人等		独立行政法人等 個人情報保護法	国立大学法人、 国立研究開発法人
地方公共団体の機関		個人情報保護条例	都道府県・市区町村の機関、公立大学法人

主体		適用法令	例
個人情報取扱事業者		個人情報保護法（第4章）	民間企業（外国の企業を含む）、私立大学
国の行政機関		個人情報保護法（第5章）	国の行政機関
独立行政法人等	別表第2に掲げる法人以外	個人情報保護法（第5章）	日本銀行
	別表第2に掲げる法人	個人情報保護法（第4章）（一部第5章）	国立大学法人、国立研究開発法人
地方公共団体の機関	病院及び大学の運営以外	個人情報保護法（第5章）	都道府県、市区町村の首長部局
	病院及び大学の運営	個人情報保護法（第4章）（一部第5章）	市立病院、茨城県立医療大学
地方独立行政法人	適用除外されたもの以外	個人情報保護法（第5章）	秋田県立療育機構
	適用除外されたもの	個人情報保護法（第4章）（一部第5章）	横浜市立大学

# 規律移行法人の一部第5章適用：58条1項

- ・個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。
- ・一 別表第二に掲げる法人
- ・二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの

※32条から29条まで = 開示等の請求等  
第4章第4節 = 匿名加工情報取扱事業者等の義務

# 独立行政法人等：別表第2

名 称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学 学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機 構	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一 号）
独立行政法人地域医療機 能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七 十一号）
放送大学学園	放送大学学園法

# 地方公共団体の機関：58条2項

- ・次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。）及び第六章から第八章までの規定を適用する。
  - ・一 地方公共団体の機関
    - ・医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項に規定する診療所並びに
    - ・学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の運営
  - ・二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営

# 地方独立行政法人：2条11項4号

- 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第一百十九条第八項から第十項まで並びに第百二十五条第二項において同じ。）

# 地方独立行政法人法

地方独立行政法人法21条1項	2条11項4号での除外対象
一 試験研究を行うこと及び当該試験研究の成果を活用する事業であって政令で定めるもの又は当該試験研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。	<u>主たる目的</u> とするもの
二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。	<u>目的</u> とするもの
三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。 イ～ト (略) チ 病院事業 リ (略)	<u>目的</u> とするもの
四～七 (略)	

# 規律移行法人がやるべきこと

- 「全ての」個人情報に関する文書（内部規定、契約等）の洗い出し
- 以下の影響を調査
  - ①独法法又は条例→民間法
  - ②民間法における令和2年改正
  - ③令和3年改正における研究例外の精緻化

# 1. 定義関係

個人情報保護委員会「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」及び「個人関連情報」の用語の定義については、公的部門に適用される部分も含め、令和2年改正後の個人情報保護法の解釈運用を踏襲する形で統一する。
- 「個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定める」という令和3年改正法の目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において独自の定義が定められている「個人情報」や「要配慮個人情報」などの用語については、令和2年改正後の個人情報保護法で定める定義に統一することとし、条例で独自の定義を置くことは許容されない。  
※新たに設けられた「条例要配慮個人情報」の用語については、6. を参照のこと。
- 上記のほか、「行政機関」、「行政機関の長」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「行政機関等匿名加工情報」及び「行政機関等匿名加工情報ファイル」の用語の定義については、現行の行政機関個人情報保護法の相当する用語の解釈運用を踏襲する。

## 2. 行政機関等における個人情報等の取扱い関係

個人情報保護委員会「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 改正後の個人情報保護法第5章第2節に規定する行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する方向で、今後、ガイドライン等を整備する。
  - 個人情報の保有の制限等（法第61条）
    - 利用目的の特定
    - 保有の制限
    - 利用目的の変更
  - 利用目的の明示（法第62条）
  - 正確性の確保（法第65条）
  - 利用及び提供の制限（法第69条）
- 行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法には相当する規定が存在しないものであるため、令和2年改正法に関するガイドライン等との整合性も考慮しながら、今後、規則・ガイドライン等を整備する。
  - 不適正な利用の禁止（法第63条）
  - 適正な取得（法第64条）
  - 漏えい等の報告等（法第68条）：委員会への報告義務、本人への通知義務
  - 外国にある第三者への提供の制限（法第71条）
  - 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第72条）
  - 仮名加工情報の取扱いに係る義務（法第73条）
- また、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定に比較して、規律の充実が図られたものであり、今後、令和3年改正法の趣旨も踏まえながら、政令・規則・ガイドライン等を整備する。
  - 安全管理措置（法第66条）
  - 従事者の義務（法第67条）
  - 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条）

### 3. 個人情報ファイル関係

個人情報保護委員会「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 国の行政機関に関しては、改正後の個人情報保護法第5章第3節に規定する個人情報ファイルに関する規律のうち、次のものについて、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。
  - ・ 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（法第74条）
  - ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）
- また、独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）に関しては、個人情報ファイルに関する規律のうち、次のものについて、現行の独立行政法人等個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。
  - ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）
- 一方で、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）に関しては、個人情報ファイルの保有等に係る事前通知に関する規律の適用は無いものの、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規律について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用する。
- なお、現状、地方公共団体の条例に基づき運用されている「個人情報取扱事務登録簿」に関する運用については、令和3年改正法の施行後も、各地方公共団体が条例で定めを置くことにより、同様の運用を継続することができる。（法第75条第5項）

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

## 4. 開示、訂正及び利用停止関係

個人情報保護委員会「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 国の行政機関及び独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）に関しては、改正後の個人情報保護法においても、開示、訂正及び利用停止に関する規律（法第5章第4節）について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を基本的に踏襲する。

※ ただし、現行の行政機関個人情報保護法においては本人又は法定代理人にしか開示等請求を行うことが認められていなかつたところ、令和3年改正法により任意代理人による開示等請求が認められるようになる。

- 一方で、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）に関しても、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律が原則として適用されることになるが、地方公共団体毎に定められている情報公開条例との整合性を確保するため、非開示情報、開示等手続細則及び審査請求手続については、法律の範囲内で独自規定を条例で定めることができる。

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

### 【条例と開示等手続きとの関係】

- 条例において定めることが許容される開示等関連の規定の例
  - ◆ 情報公開条例の規定と同様の非開示情報を追加すること
  - ◆ 法で定める開示決定等の期限を短縮すること（法は原則として請求から30日以内と規定。）
  - ◆ 手数料を無料又は従量制とすること
- ※ 口頭開示について、許容されるとすればどのような場合・範囲で可能かについて今後整理予定。
- 条例において定めることが許容されない開示等関連の規定の例
  - ◆ 情報公開条例との整合確保と無関係な非開示情報を追加すること
  - ◆ 法で定める開示決定等の期限を延長すること

## 7. 規律移行法人関係

個人情報保護委員会「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 国の機関である国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等（※）における個人情報の取扱い及び独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営に係る個人情報の取扱いについては、民間部門の規律が適用される。

※ 国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等とは、法別表第2に掲げる次の法人等をいう。

- 沖縄科学技術大学院大学学園
- 国立研究開発法人
- 国立大学法人
- 大学共同利用機関法人
- 独立行政法人国立病院機構
- 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 放送大学学園

- 他方、政府の一部を構成する独立行政法人等としての特性を踏まえ、開示請求等に係る制度、行政機関等匿名加工情報の提供等については、現行の取扱いを維持し、公的部門における規律（法第60条、第75条、第5章第4節、第5節、第124条第2項、第127条及び第6章から第8章まで（第176条、第180条及び第181条を除く。））が適用される。
- 地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学の運営や、学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人についても、国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等と同様、原則として民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される一方で、開示請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供については、公的部門における規律が適用される。
- なお、法第66条第2項第3号及び第4号の規定により、民間部門の個人情報の取扱いに係る規律が適用される独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が、法令に基づき行う業務であって政令で定めるものを行う場合は、（民間部門ではなく）公的部門における安全管理措置義務が適用される。
- また、上記の政令で定める業務に従事している者又は従事していた者については、行政機関等の職員等と同様、法第176条及び第180条の罰則の対象となる。

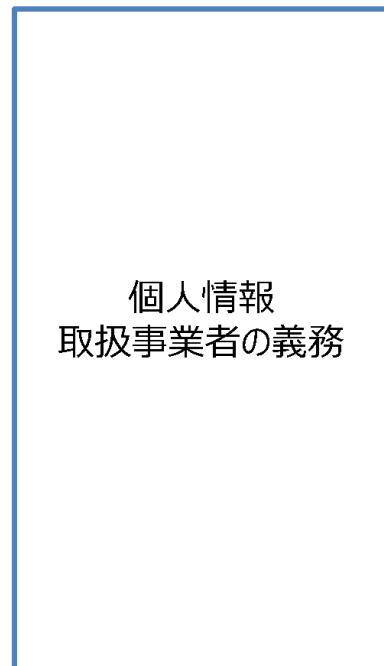
## 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議  
令和3（2021）年5月7日

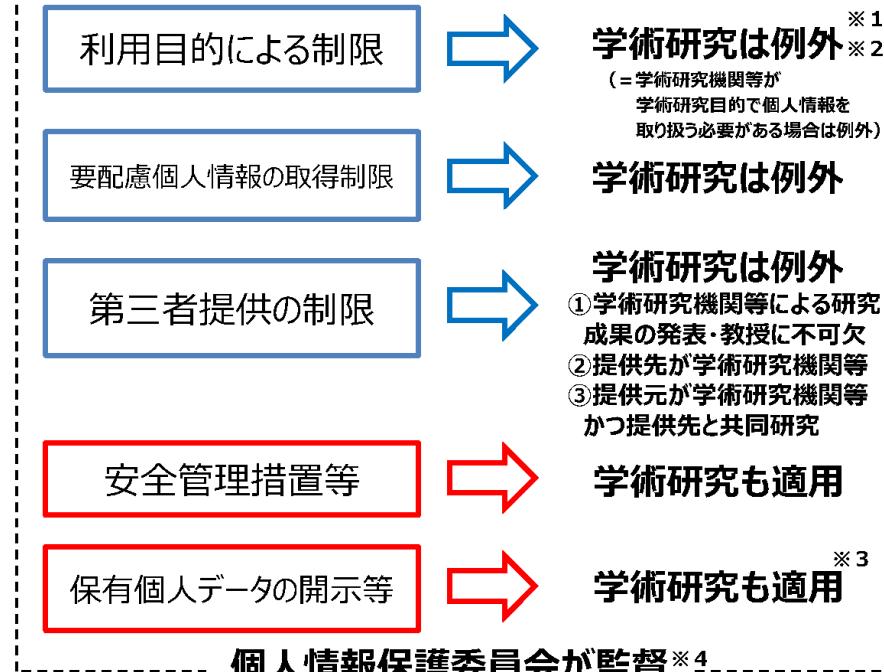
資料3-2

- EUから日本の学術研究機関等に移転された個人データについてもGDPRに基づく十分性認定を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化する。
- 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、個別法第43条第1項の趣旨を踏まえ、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を求める上で、自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないこととする。また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。

### 【現行法】



### 【見直し後】



※1 学術研究機関等：大学（私立大学、国公立大学）、学会、国立研究開発法人等（下線は今回追加されるもの）

※2 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合（例：民事上の不法行為となり差止請求が認められるような場合）は、例外とならない

※3 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用

※4 利用目的の特定・公表（15条・18条）不適正利用・取得の禁止（16条の2・17条1項）漏えい報告（22条の2）も適用

## 【参考】学術研究機関等の責務等について

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議  
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

### ○デジタル社会形成整備法案第51条による改正後の個人情報保護法（抄）

#### （学術研究機関等の責務）

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

#### （委員会の権限の行使の制限）

第一百四十九条 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 (略)

# 【参考】学術研究機関等の責務等について

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議  
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

## 個人情報保護制度の見直しに関する最終報告（抄）

（令和2年12月 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース）

### 1. 総論的事項

#### 1-3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

##### （3）具体的検討

5. ただし、大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、「3.」及び「4.」の規律の運用についても、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要がある。そこで、このような観点から、

- 学術研究機関等に対して、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独で又は共同して策定・公表することを求めた上で、
- 学術研究機関等による個人情報の取扱いが当該自主規範に則っているときは、個情法第43条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限行使しないことが適當である。

もっとも、学術研究機関等が策定する自主規範の内容が、個人の権利利益の保護の観点からは不十分である可能性も否定できない。そこで、自主規範に則った個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、個人情報保護委員会は、例外的に、その監督権限行使し得るものとすることが適當である。

# 趣旨

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

## 【背景】

- 令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成整備法により、個人情報保護法の改正が行われる（令和3年改正個人情報保護法）。
- 学術研究機関等については、現行個人情報保護法で設けられていた一律の適用除外が廃止される一方で、新たに利用目的による制限に関する例外規定等が設けられる。
- また、従来は異なる属性（民間事業者、独立行政法人等、地方独立行政法人等）の主体が行う個人情報の取扱いは、それぞれ個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例といった別個の規律の適用を受けていたところ、今般の法改正により、学術研究分野及び医療分野においては、原則として、現行の個人情報保護法が定める民間事業者に対する規律に一本化される。
- 改正後の個人情報保護法は令和4年春の施行が予定されており（地方関係部分は令和5年春の施行を予定。）、関係機関等には新たな制度の施行に向けた対応が求められる。

## 【本資料の目的】

- 改正法における「学術研究機関等」に係る規律は、学術研究機関等のみならず、これらと共同研究を行う民間事業者や行政機関等における個人情報の取扱いにも関係する。
- 本資料は、今後のガイドライン等の策定に先立ち、学術研究機関等に関する規律の考え方をあらかじめ示し、関係者に改正法に対する理解を深めていただくことを通じ、対応準備を促すもの。
- 今回示す内容は、最終的には個人情報保護法ガイドライン（通則編）の内容の一部として提示する予定であるが、今後の検討を進めていくなかで、本資料の記載の内容については、最終的なガイドラインの記載事項との差異が生じる可能性がある。

# I. 官民を通じた学術研究分野における 個人情報保護の規律の概要

---

# 官民を通じた学術研究分野における個人情報保護の規律の概要

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関連）」

- 現行の個人情報保護法は、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合を一律に適用除外としている。
- 今般の法改正により、民間部門の学術研究機関にも、① 安全管理措置（改正後の個情法第23条）や② 本人からの開示等請求への対応（同第33条等）等に関する義務については、他の民間事業者と同様の規律を課すこととなる。
- また、学術研究を行う独立行政法人等や地方公共団体の機関、地方独立行政法人についても、民間学術研究機関等と同様の規律が適用されることになるが、開示等や行政機関等匿名加工情報の提供等については、引き続き公的部門の規律が適用される。
- その上で、学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、① 利用目的による制限（改正後の個情法第18条）、② 要配慮個人情報の取得制限（同第20条第2項）、③ 個人データの第三者提供の制限（第27条）など、研究データの利用や流通を直接制約し得る義務については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、例外規定を置いている。

## 1. 利用目的変更の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合

## 2. 要配慮個人情報取得の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があり、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合

## 3. 第三者提供の制限の例外 ※

- 個人データを提供する個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合 など

## 4. 学術研究機関等の責務

- 個人情報取扱事業者である学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合の責務を規定。
- 当該個人情報の取扱いについて、個人情報保護法を遵守。
- 個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表（努力義務）。

## 5. 規律移行法人

- 国公立の病院、大学等、法別表第2に掲げる法人（規律移行法人）については、原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ただし、開示、訂正及び利用停止に係る取扱いや行政機関等匿名加工情報の提供等については、公的部門の規律が適用される。

## II. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

- 本資料において条文番号は、令和4年春施行予定のデジタル社会形成整備法第50条による改正後のもの。
  - ※ デジタル社会形成整備法第50条による改正（令和4年春施行予定）  
民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等について個人情報保護法が適用。
  - ※ デジタル社会形成整備法第51条による改正（令和5年春施行予定）  
(民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等に加え、) 地方公共団体についても個人情報保護法が適用。

## II. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

# 改正法における「学術研究機関等」及び「学術研究目的」

### 法第16条第8項

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者をいう。

- 「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者をいう。
- 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それに属する者」とは、私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。
- なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものである場合には、「学術研究機関等」に該当する。
- 一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。

※国公立の大学等、法別表第2に掲げる法人（規律移行法人）のうち、学術研究機関等にも該当するものについては、原則として民間の大学等、民間の学術研究機関等と同等の規律が適用される。

### 学術研究目的

「学術研究目的」に関する主な条文

- 利用目的変更の制限の例外に関するもの（法第18条第3項第5号及び第6号）
- 要配慮個人情報の取得の制限の例外に関するもの（法第20条第2項第5号及び第6号）
- 個人データの第三者提供の制限の例外に関するもの（法第27条第1項第6号及び第7号）
- 学術研究機関等の責務に関するもの（法第59条）

- 「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。
- なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。

## II. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容 改正法の例外規定の適用に関する共通要件

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 学術研究機関等による学術研究目的の個人情報等の取扱いは、安全管理措置や開示請求等の義務を課すが、一般の個人情報取扱事業者が遵守する以下の規制については、例外規定が適用される。
  - ① 利用目的変更の制限に関するもの（法第18条第3項第5号及び第6号）
  - ② 要配慮個人情報の取得の制限に関するもの（法第20条第2項第5号及び第6号）
  - ③ 個人データの第三者提供の制限に関するもの（法第27条第1項第6号及び第7号）
- これらの規制が例外的に除外されるためには、「学術研究目的で取り扱う必要がある」場合であって、「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」に当たらないことが必要。

### 【学術研究目的で取り扱う必要がある】

- ・ 「学術研究目的で取り扱う必要がある」場合については、一般の民間事業者による個人情報の利用と比べ、個人の権利利益が侵害されるおそれが相当程度低下することとなる一方で、真理の発見・探求を目的とする学術研究における意義が認められるものであることから、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対する提供を認めることによる利益が、これらを認めることによる本人への不利益を上回るものと考えられる。
- ・ そのため、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対する提供は、学術研究目的で当該個人情報を取り扱う必要性がある場合に限られ、その上で、当該学術研究目的の達成のため必要最小限の範囲で取り扱うことが必要である。
- ・ また、学術研究目的で取り扱う必要があつて、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対して提供する場合であつても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、個人を識別することができないよう個人情報を加工するなど、可能な措置を講ずることが望ましい。

### 【個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合】

- ・ 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、目的外利用又は提供をすることはできない。この場合、当該個人情報を不当に侵害しないような形で加工するなど適切に処理する必要がある。

## II. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容 利用目的変更の制限の例外

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

### 法第18条第3項第5号

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む。）であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、法第18条第1項又は第2項（利用目的による制限）の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

### 法第18条第3項第6号

(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 個人情報取扱事業者が、学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は、法第18条第1項又は第2項（利用目的による制限）の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

## II. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容 要配慮個人情報取得の制限の例外

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

### 法第20条第2項第5号

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む。）であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

### 法第20条第2項第6号

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

- 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があり、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

## II. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容 第三者提供の制限の例外

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

### 法第27条第1項第5号

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。

事例1) …顔面の皮膚病に関する医学論文において、症例に言及する場合であって、目線を隠す等の対応することにより当該論文による研究成果の公表の目的が達せられなくなるとき

事例2) …実名で活動する特定の作家の作風を論ずる文学の講義において、当該作家の実名を含む出版履歴に言及する場合であって、作家の実名を伏せることにより当該講義による教授の目的が達せられなくなるとき

### 法第27条第1項第6号

(6) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

- 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と共同して学術研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問わない）に当該個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。

## II. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容 第三者提供の制限の例外

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

### 法第27条第1項第7号

(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であつて、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、当該学術研究機関等に対する個人データの第三者提供に当たって、提供する個人情報取扱事業者は、本人の同意を取得する必要がない。

## II. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容 学術研究機関等の責務

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

### 法第59条

個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

- 学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、当該個人情報の取扱いについて、この法律を遵守するとともに、学術研究機関等について法律の特例が設けられているものも含め、安全管理措置、苦情処理等、個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。
- この点、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律のうち、個人情報の目的外利用（法第18条）、要配慮個人情報の取得（法第20条第2項）及び第三者提供の制限（法第27条）に関しては、学術研究機関等が学術研究の用に供する場合、学術研究機関等が学術研究の結果の発表又は教授の用に供する場合、及び非学術研究機関等が学術研究機関等と共同して学術研究の用に供する場合について、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限って、事前の本人同意を要しない等の特例が設けられている。
- 一方で、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律であっても、利用目的の特定（法第17条）、不適正な利用の禁止（法第19条）、適正な取得（法第20条第1項）、利用目的の通知（法第21条）及びデータ内容の正確性の確保（法第22条）については、他の個人情報取扱事業者と同様の規律が学術研究機関等にも適用されることになる。
- また、個人データの安全管理措置に係る規律（法第23条から第26条まで）、保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求に係る規律（法第33条から第40条まで）、仮名加工情報取扱事業者等の義務（法第4章第3節）、匿名加工情報取扱事業者等の義務（法第4章第4節）及び民間団体による個人情報の保護の推進に係る規定（法第4章第5節）についても、他の個人情報取扱事業者と同様の規律が学術研究機関等にも適用されることになる。

## II. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容 学術研究機関等の責務

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

### （学術研究機関等による自主規範の策定・公表について）

- 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要があると考えられる。このため、学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範に則っているときは、法第146条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重する。
- ただし、自主規範に則った個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、原則として、個人情報保護委員会は、その監督権限を行使する。

#### 【参考】法第146条第1項

委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

## II. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容 規律移行法人

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

### 法第123条第2項

2 別表第二に掲げる法人による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、独立行政法人等による個人情報又は匿名加工情報の取扱いとみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第百二十五条及び次章から第八章まで（第百七十一条、第百七十五条及び第百七十六条を除く。）の規定を適用する。

- 国の機関である国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等（※）における個人情報の取扱い及び独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営に係る個人情報の取扱いについては、学術研究機関、医療機関等としての特性を踏まえ、基本的に民間学術研究機関、医療機関等と同様、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される。

※ 国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等とは、改正後法別表第2に掲げる次の法人等をいう。

- 沖縄科学技術大学院大学学園
- 国立研究開発法人
- 国立大学法人
- 大学共同利用機関法人
- 独立行政法人国立病院機構
- 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 放送大学学園

- 他方、政府の一部を構成するとみられる独立行政法人等としての特性を踏まえ、開示請求等に係る制度、行政機関等匿名加工情報の提供等については、現行の取扱いを維持し、公的部門における規律（法第60条、第75条、第5章第4節、第5節、第124条第2項、第127条及び第6章から第8章まで（第176条、第180条及び第181条を除く。））が適用される。

### ※地方独立行政法人に関する規律（令和5年春施行予定）

- 地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学の運営や、学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人についても、国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等と同様、原則として民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される一方で、開示請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供については、公的部門における規律が適用される。

### III. 今後の予定

---

# 改正法の円滑な施行に向けた取組の方針

個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 改正法の円滑な施行に向けて、関係者の意見を聞きながら、ガイドライン・施行準備マニュアル等の整備を進める。

## ○ ガイドライン

- 新たに追加された各種例外や学術研究機関等の責務に関する規定について、現行の個人情報保護法ガイドライン（通則編）に関係規定に関する説明を追記する形で対応。  
(改正) 目的外利用、要配慮個人情報の取得、第三者提供、適用除外 等  
(追加) 「学術研究機関等」、「学術研究目的」、学術研究機関等の責務 等

※ 事例についても、今後、盛り込む予定。

## ○ 関係機関等への支援

- 国立大学法人を含む学術研究機関や規律移行法人からは、プライバシーポリシーや内部規程等の整備、安全管理体制、教員・研究者向け周知方法、漏えい等報告への対応などについて、個人情報保護委員会に相談が寄せられている。
- このため、個人情報保護委員会としては上記ガイドラインの公表に加えて、関係機関や法人に対して改正法の施行に向けた準備作業について、情報提供等の必要な支援を行っていく。

# GDPRにおける越境移転制限

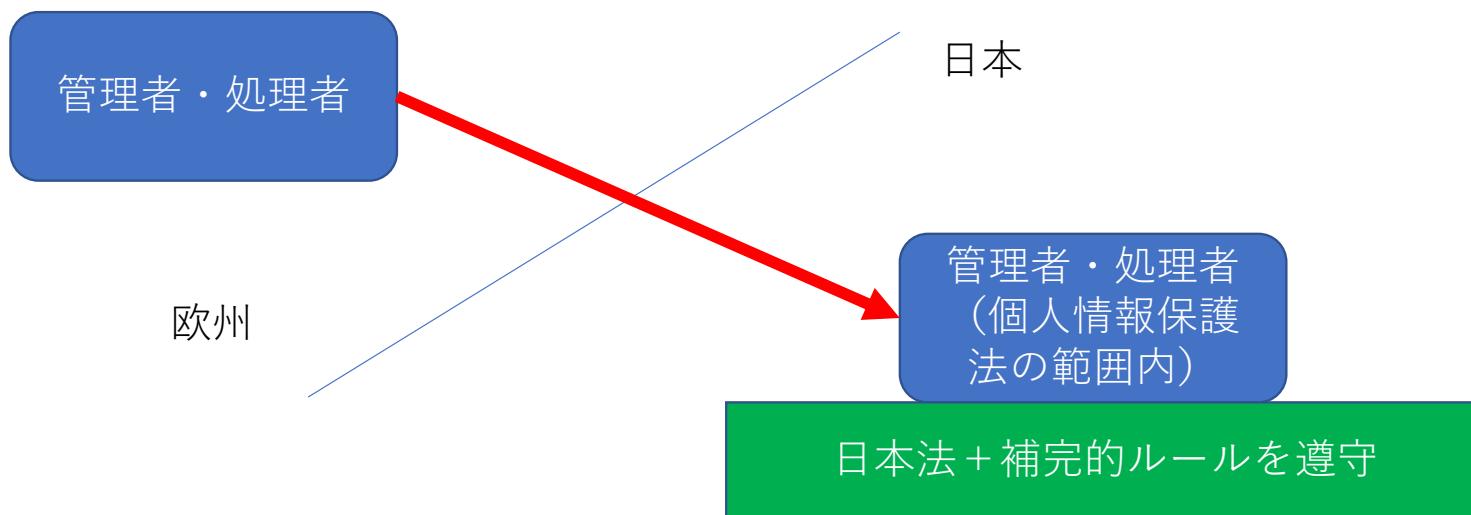
- 欧州一般データ保護規則 (GDPR) 上、欧州 (EU/EEA) 域外への移転は原則禁止されており、GDPR44条以下の要件を満たした場合にのみ許される。
- GDPR45条（十分性認定）は、最も原則的な移転手段であり、国又は地域が、個人データの保護について十分なレベルの保護措置を確保している場合に十分性について、欧州委員会が決定を下すのが基本である
  - 例えば、日本について"Commission Implementing Decision (EU) 2019/419 of 23 January 2019 pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council on the adequate protection of personal data by Japan under the Act on the Protection of Personal Information (Text with EEA relevance) C/2019/304/"

## GDPRにおける十分性認定

- ・十分性認定とは、欧洲一般データ保護規則（GDPR）において、個人データの欧洲（EU加盟国及びEEA3カ国）からの移転が原則禁止されているところ、十分なデータ保護の制度を備えている国又は地域として認定されることで、移転が可能となる制度である（ただし、GDPRは個人データの処理も原則禁止しており、処理の適法化事由が不要となるわけではないことに注意が必要である）。具体的には、GDPR第44条及び45条がこれを定める）。
- ・十分性判定がなされたのは、
  - ・アンドラ、アルゼンチン、カナダ（民間部門）、フェロー諸島、ガーンジー島、イスラエル、マン島、ジャージー島、ニュージーランド、スイス、ウェールズ（7カ国4地域）、日本
  - ・EU-USプライバシーシールドスキーム

## 日本の十分性認定

Commission Implementing Decision (EU) 2019/419 of 23 January 2019 pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council on the adequate protection of personal data by Japan under the Act on the Protection of Personal Information (Text with EEA relevance) C/2019/304/



# 日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み発効（2019年1月23日）

- ・日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが、平成31年1月23日に発効しました。
- ・本枠組みの構築に関しては、日EU双方の経済界の要望等も受け個人情報保護委員会と欧州委員会との間で交渉を重ね、平成30年7月、個人情報保護委員会が個人情報保護法第24条に基づく指定をEUに対して行い、欧州委員会がGDPR第45条に基づく十分性認定を我が国に対して行う方針について合意に至りました。この合意を踏まえて、我が国においては、第85回個人情報保護委員会において、上記のEU指定を1月23日付けにて行うことを決定しました（※）。また、欧州委員会においても、上記の我が国の十分性認定を同23日付けにて行うことを決定しました。

熊澤春陽個人情報保護委員会委員、ベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（2019年1月23日）

- 熊澤春陽委員とベラ・ヨウロバー委員は、本日、個人情報保護委員会と欧州委員会による、お互いの個人データの保護レベルが同等だとする決定の採択を歓迎する。
- 相互に十分性を見出すことを通じて、データが安全に流通する世界最大の地域が創出される。これは、特に包括的なプライバシーの法律、中核となる一連の個人の権利の核心、及び独立したデータ保護機関による執行に支えられる、両国の制度の高いレベルの類似性に基づくものである。データ・プライバシー及びセキュリティが消費者の信頼の中心的要素となつた今、このような強い法律と確固たる執行に基づく類似性こそが、ますます増大するデータ駆動型経済の持続可能性を確保し、通商の流れを促進することができる。
- 日EUの市民は、個人データの移転における強固な保護を享受する一方、日EUの全ての企業は、お互いの経済圏への自由なデータ移転による便益を享受する。このように、本日の決定は、日EU経済連携協定から得られる利益を補完し拡大することとなり、日EU間の戦略的なパートナーシップにも寄与する。
- 相互に十分性を見出すことによって、日EUは、プライバシーに関する価値観の共有及び高いレベルの個人データの保護に基づく世界標準の形成に向けた協力の強化へのコミットメントを再確認する。

# 十分性認定のポイント

- あくまで個人情報保護法の対象範囲に限ったものである。
  - ①個人情報保護法部分の評価, ②刑事的なアクセスについての評価, ③安全保障目的でのアクセスについての評価, からなる。単に個人情報保護法だけで維持できるものではない（例えば, ②には捜査事項照会制度についての評価も含まれる）
- EDPB, 欧州議会がそれぞれコメントを発している。EDPBは2年毎のレビューを主張。その他重大な指摘が多く。
- セーフハーバー (SchremsI), プライバシーシールド (SchremsII) が無効となったように、欧州司法裁判所における司法審査の対象となり得る。不適切な運用が続ければ無効となる可能性も否定できない。

# 十分性認定リサイタル10項

- "The two latter acts (amended in 2016) contain provisions applicable to the protection of personal information by public sector entities. Data processing falling within the scope of application of those acts is not the object of the adequacy finding contained in this Decision, which is limited to the protection of personal information by "Personal Information Handling Business Operators" (PIHBOs) within the meaning of the APPI.
- 行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法は十分性認定の適用範囲ではなく、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者における個人情報の保護に限定される

# EDPB意見46項

- "The adequacy finding of this draft adequacy decision is limited to the protection of personal information by PIHBOs within the meaning of the APPL This means that the adequacy is sectorial as it only applies to the private sector, excluding from its scope transfers of personal data between public authorities and bodies. Currently, the European Commission briefly mentions this specificity of the scope of the adequacy in recital 10 of the draft adequacy decision."
- 本十分性認定案の十分である、という結論は個人情報保護法における個人情報取扱事業者による個人情報の保護に限られている。これは、~~公的機関及び組織間の個人データの移転は適用範囲から除かれ、十分性が民間分野にのみ適用される、分野的なものであることを意味している。~~ 現在のところ、欧州委員会は十分性の適用範囲のこの特異性について十分性認定案のリサイタル10で簡単に触れている

## 同47項

- "The EDPB invites the European Commission to explicitly mention the sectorial nature of this adequacy finding in the title of the implementing decision as well as in its Article 1 in accordance with Article 45 (3) GDPR."
- EDPBは欧州委員会に対し、GDPR45条3項に従って、その第1条と同様、実施決定のタイトルで、この十分性認定の分野別の性質について明示的に述べるよう求める。

十分性認定の題名には"under the Act on the Protection of Personal Information"（個人情報保護法の適用範囲）が明記され、日本の十分性認定は分野別の認定である（「特定の部門」，GDPR45条1項及び3項）ことが明らかとなった

- 日本語の文書ではあまり触れられていないので、注意が必要
- 理論的帰結
  - 十分性認定やEDPB意見から明らかなように、公的機関の保有する個人情報については十分性認定が得られない
  - 個人情報保護法上の適用除外に該当する場合にはやはり十分性認定の除外であるということ
- 具体例
  - 個人情報保護法76条1項柱書
  - 「個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。」
    - 3号
    - 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」
    - 「学術研究の用に供する目的」
- 学術研究機関（私立大学等）が個人情報を学術研究の用に供する場合、個人情報保護法上の、個人情報取扱事業者の義務規定が適用されないことと表裏一体として、十分性認定の対象にならない
- これらの事実から、（令和3年改正前は）大学（国立大学法人であるにせよ、私立大学であるにせよ、公立大学であるにせよ）が欧洲の研究機関と共同研究する場合、欧洲からの移転に際して、十分性認定に頼ることはできないということ

# 学術研究例外の整理

	目的外利用	要配慮個人情報取得	第三者提供
研究発表・教授			当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（27条1項5号）
事業者内取扱い	当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（18条3項5号）	当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（20条2項5号）	
学術研究機関等からの提供		学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。（20条2項6号）	当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。（27条1項6号）
学術研究機関等への提供	学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（18条3項6号）		当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（27条1項7号）

※ 「「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。」  
 (新16条8項)



	適用除外	民間事業者	独法等		学術研究機関等	それ以外
適用除外	適用しない (76条1項3号)	適用しない (76条1項3号)	適用しない (76条1項3号)		学術研究機関等 成果の公表又は教授 (新27条1項5号) 学術研究目的共同研究 (新27条1項6号) 学術研究目的提供 (新27条1項7号)	成果の公表又は教授 (新27条1項5号) 学術研究目的共同研究 (新27条1項6号)
民間事業者	権限を行使しない (43条2項)		[国の機関等の事務への協力 (23条1項4号)]		それ以外 学術研究目的提供 (新27条1項7号)	
独法等	目的内外部提供 (9条1項) 特別の理由 (9条2項4号)	目的内外部提供 (9条1項) 特別の理由 (9条2項4号)	目的内外部提供 (9条1項) 相当の理由 (9条2項3号)			

# 個人情報の定義等の統一

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議  
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

## ＜現行法の規律＞

- ◆ 個人情報保護法の個人情報：「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 行政機関個情法及び独法等個情法の個人情報：「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 個人情報の定義の相違に起因して、個人情報保護法では非個人情報とされる「**匿名加工情報**」に相当する情報が、行政機関個人情報保護法等では個人情報に該当し得るとされており、「**非識別加工情報**」という別の名称が与えられている。

## ＜改正の方向性＞

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、**両部門における「個人情報」の定義を統一**する。
2. 定義変更に伴う影響を最小化する観点から、**一元化後の定義は、現行の個人情報保護法の定義（＝容易照合可能性を要件とするもの）を採用**する。
3. 公的部門における権利利益保護の徹底を図るため、民間部門で導入済みの**匿名加工情報・仮名加工情報の識別行為禁止義務等の規律を公的部門にも導入**する。
4. 個人情報の定義を統一する結果、**非識別加工情報も非個人情報**となり、匿名加工情報と区別する必要がなくなることから、一元化の機会に、両者の**名称を「匿名加工情報」で統一**する。
5. 匿名加工情報は公的部門においても非個人情報であるとの前提で、**公的部門における匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**する（例：匿名加工情報の作成・取得・利用は、法令の定める所掌事務の範囲内で可能とする）

## 5. 行政機関等匿名加工情報関係

個人情報保護委員会「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 国の行政機関及び独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）に関しては、改正後の個人情報保護法においても、行政機関等匿名加工情報に関する規律（法第5章第5節）について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。
- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）に関しても、国と同様の規律が適用されることになるが、改正後の附則第7条の規定により、当分の間は都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務付けることとする。

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

# 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議  
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

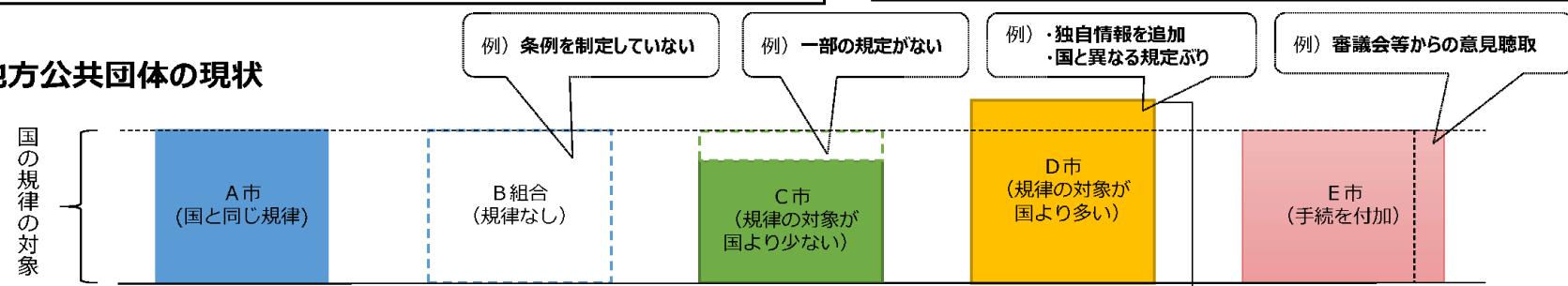
## 〈地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの〉

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
  - ※ いわゆる「2000個問題」
    - ①団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
    - ②条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
  - 例)・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
  - ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

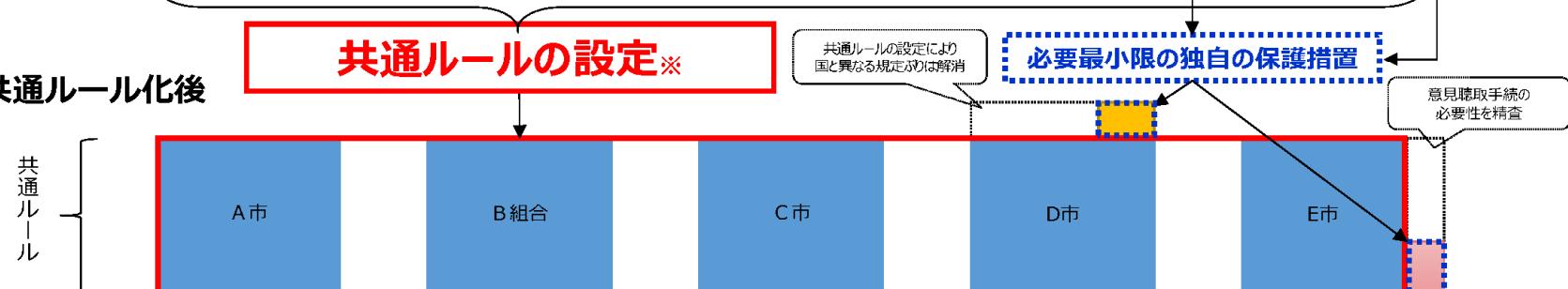
## 〈改正の方向性〉

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒条例を個人情報保護委員会に届出
  - 例)・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
  - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

### ○ 地方公共団体の現状



### ○ 共通ルール化後



# 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議  
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

## 趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
  - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
  - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など我が国の成長戦略への整合の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

## 概要

### ① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
- ※④、⑤、⑥に係る部分は除く

### ② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用  
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

### ③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用  
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

### ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用  
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする  
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

### ⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

### ⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用  
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

### ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能  
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

### ⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

### ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

## 6. 地方公共団体の機関・地方独立行政法人関係

個人情報保護委員会「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」

- 地方公共団体からの質問・意見の多い事項については、地方公共団体における施行準備作業に資するべく、ガイドライン等の成案を提示する前においても必要な情報提供を行う。

### 【これまでに地方公共団体から問合せを受けた事項についての考え方】

- 死者に関する情報の扱い
  - 令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されない。
- 地方議会の扱い
  - 地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされておらず、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。
- 条例要配慮個人情報
  - 法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されない。
- オンライン結合制限
  - 改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。
- 審議会への諮問
  - 改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限って、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

# 民生委員、児童委員への適用法？

- ・条例の実施機関は限定列挙であったが、2021年改正法における「地方公共団体の機関」（2条11項2号）は列挙方式ではない（地方議会だけ除く）
- ・民生委員、児童委員は非常勤の特別職地方公務員だが、「地方公共団体の機関」か？

### ③自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集（平成24年7月）

- ・ 東日本大震災や所在不明高齢者問題等により、支援を必要としている人々を地域から孤立させない支援が求められ、民生委員・児童委員への期待が高まっていること
  - ・ 民生委員・児童委員が地域で活動するにあたって、支援を必要とする人々の個人情報が民生委員等へ適切に提供されていないとの声があること
  - ・ 平成22年度に行ったサンプル調査(別紙参照)の結果から、民生委員・児童委員へ個人情報を提供していない市町村が存在すること
- これらの背景から、本事例集を作成し、市町村から民生委員・児童委員へ必要な個人情報が適切に提供され、地域福祉活動が推進されることを期待。

#### 事例

##### ○長野県（民生委員活動と個人情報の取扱いに関するガイドラインを作成）

（個人情報保護条例との関係）

- ・ 個人情報保護条例の原則・・・本人の同意が必要

（個人情報の収集）

市町村保有情報を民生委員に提供するには、収集の際に予め本人の同意を得ておくことが最も確実かつ簡潔な方法です。収集の際、民生委員を含む関係者・機関への情報提供を明示しておけば問題ありません。

民生委員活動に必要な情報を他部署で扱っている場合は、民生委員担当課から該当する担当課に対して、上記のような依頼をし、市町村全体として取り組んでいく必要があります。

（個人情報の提供）

既に収集してある情報を目的外利用、第三者提供する場合は、原則、本人の同意を取る必要があります。

同意の取り方は、必ずしも書面による必要はありません、個別に口頭で同意を得ることも可能ですが。その場合は、トラブル防止のため複数の立会で行う、記録を残すといった方法が有効です。

また、回覧等により書面で一斉に通知し、名簿からの除外希望者に手を上げてもらうやり方を考えられます。ただし、プライバシーの度合いの強い情報は、このようなやり方には馴染まないと見えます。同意の確認に関しては、利用目的、項目、手段・方法、本人の求めに応じ提供禁止する旨等を記載するとよいでしょう。

- ・ 条例に例外規定を設けて対応・・・本人の同意は不要

災害時に要援護者の避難支援等を行うためには、日頃から関係者の間で要援護者に関する情報共有をすることが必要です。

原則として、上記のように、要援護者から同意を得ることが必要ですが、同意を得ない方法として、関係機関共有方式というものがあります。これは、個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、本人の同意なしに関係機関の間で情報を共有できるというものです。

## ○大分県中津市（定期的に担当地区内対象者一覧を配布）

(個人情報保護条例との関係)

## ○個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等)

- ・民生委員に提供する個人情報の対象者、内容等について、定めている。
- ・中津市個人情報保護条例に基づき、中津市情報公開・個人情報審査会に、提供する個人情報の範囲、提供先、利用目的について諮り、この内容に基づいて提供している。

## 【中津市個人情報保護条例第10条第1項（5）】

前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、目的外利用等をすることにつき公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

## ○東京都中野区（個人情報を共有可能な条例及び協定書を制定）

(個人情報保護条例との関係)

## ○個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等)

- ・民生委員には、民生委員法による守秘義務が課せられており、本人同意は必要ないと考えている。

(その他)

- ・中野区は、「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例（平成23年中野区条例第19号）」を制定し、地域の様々な団体と連携して、高齢者・障害者を主な対象者として見守り活動を行っている。その条例に基づき、「地域支えあい活動の実施に係る個人情報の取り扱いに関する協定書」を民生児童委員協議会と取り交わし、改めて情報提供とその取り扱いについて定めている。この協定では、従来の高齢者情報に加え、情報提供を希望する障害者の情報も含まれている。

※ 民生委員は守秘義務が課せられているので、改めて条例に規定するまでもなく情報提供をすることは可能といえるが、当条例においては民生委員の他に地縁団体や警察署、消防署への情報提供についても規定され、地域団体への情報提供に係る取り決めが包括的に整理されたといえる。

## ○岩手県釜石市（行政からの情報提供及び提供方法を一覧化）

(民生委員への個人情報の具体的な提供方法)

## ○原則として、本人の同意なしに必要な情報を提供している。

## ○住民世帯状況については、世帯票を配布している。

## ○上記以外の内容については、提供した名簿等の紛失を防止するため、閲覧、または口頭による伝達としている。

## ○生活保護については、開始及び廃止について生保担当者が個別に民生委員に連絡しているほか、年に1回、生保担当者が名簿を持参し、各地区定例会に出向いて情報提供を行っている。

## ○障がい区分、要介護度等については、民生委員が閲覧できる名簿を各地区生活応援センターに配置している。

(個人情報保護条例との関係)

## ○特に定めていない。

○島根県松江市（高齢者世帯情報等を本人同意で提供）

（個人情報保護条例との関係）

（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

- ・個人情報保護条例に基づき、必要最小限の情報としている。

- ・災害時の要支援者情報については、本人の同意に基づき、日常生活に必要な生活用具・医薬品、避難所生活で配慮する事項、かかりつけ医療機関等の情報を提供している。

○福井県永平寺町（児童虐待等の情報を提供）

（民生委員活動に必要な情報の内容）・・・民生委員活動に必要な情報として実際に提供している情報

- ・高齢者世帯、ひとり世帯、障害者、災害時要援護者等、児童虐待等の情報、家族状況、連絡先、年齢など

※必要に応じて同意を得ずに提供している場合もある。

（個人情報保護条例との関係）

（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

- ・特に定めていない。

○愛媛県松山市（行政把握の要援護者名簿を直接提供）

（民生委員への個人情報の具体的な提供方法）

- ・行政が把握している要援護者等の名簿を、直接提供する方法。
- ・原則として、本人同意を必要としていない。

（個人情報保護条例との関係）

（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

- ・一覧名簿にして、民生委員の担当地区のみの情報を提供している。

○兵庫県たつの市（民生委員からの個別問合わせに隨時対応）

（個人情報保護条例との関係）

（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

- ・災害時要援護者マニュアルの支援対象者一覧表と支援個票
- ・民生委員から個別に問い合わせがあった場合に提供している。

# 避難行動要支援者名簿の提供？

- ・ 災害対策基本法
- ・ (名簿情報の利用及び提供)
- ・ 第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- ・ 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、**当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き**、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。
- ・ 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に對し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

- ・ 「条例」は改正されていない
- ・ 災害対策基本法の該当部分は個人情報保護法の特則という扱い
- ・ 個人情報保護条例の解釈で行っていた場合が(法律と同じ文言でも)許されなくなるのでは?

# 研究倫理指針の改訂

第1回 生命科学・医学系研究等  
における個人情報の取扱  
い等に関する合同会議

令和3（2021）年5月7日

資料3－3

## 今後の見直し検討における主な論点について（案）

## 1. 倫理指針と現行個人情報保護法等との関係

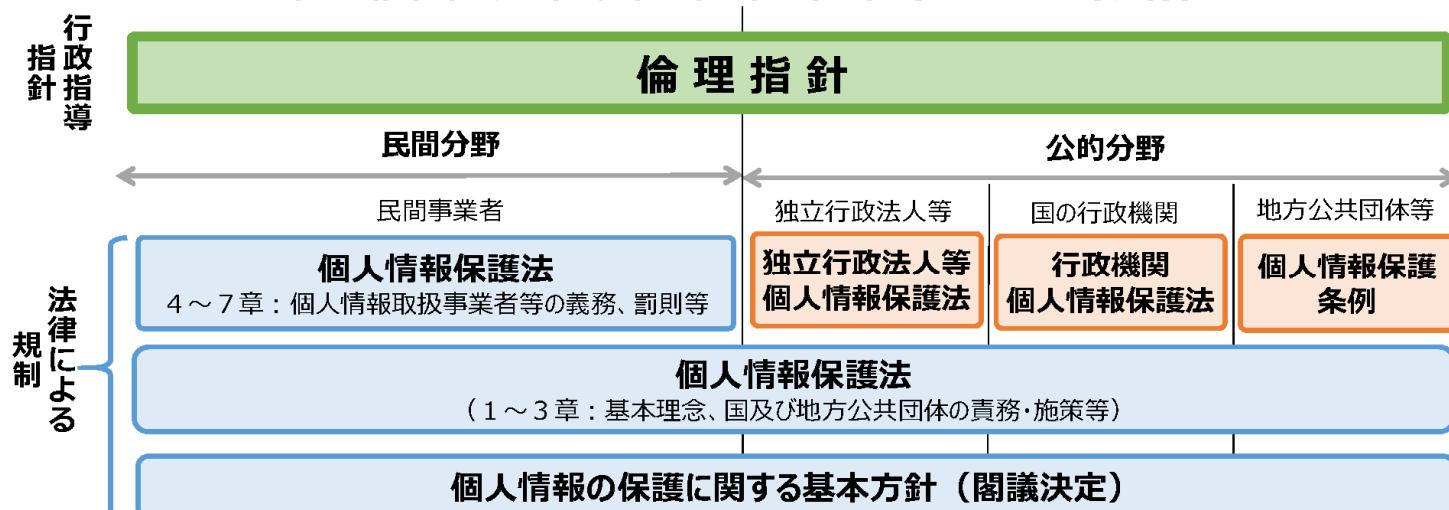
○研究主体ごとに適用される個人情報保護法等が異なるが、各機関に共通して適用される指針としている。

### 個人情報保護法等の適用機関の例

個人情報保護法	民間事業者（私立大学、学会、私立病院・診療所、製薬企業 等）※
行政機関個人情報保護法	国の行政機関、国立研究所 等
独立行政法人等個人情報保護法	独立行政法人、国立大学 等
個人情報保護条例	公立大学、公立研究機関、公立医療機関 等

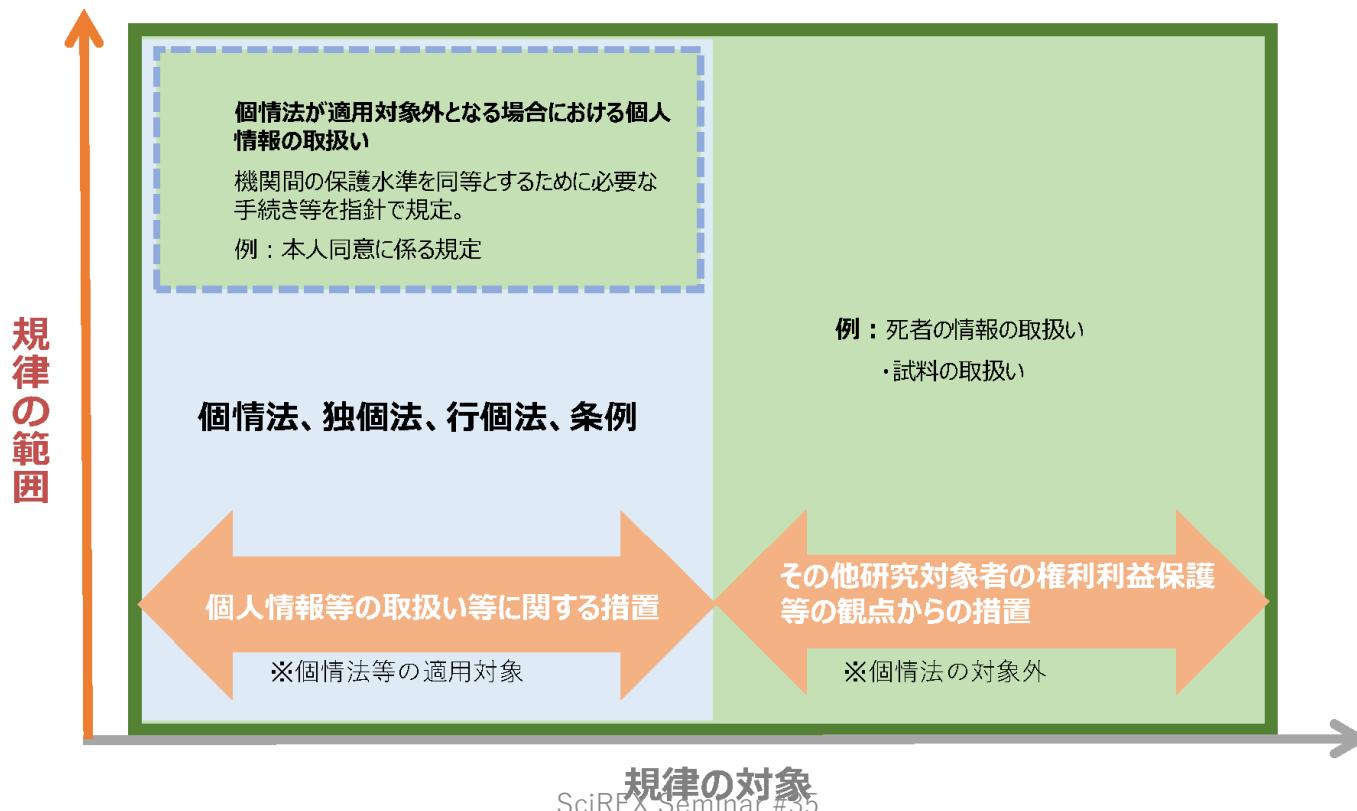
※私立大学、学会等の学術研究を目的とする機関・団体及びそれらに属する者が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法の個人情報取扱事業者の義務等に関する規定（第4章）の適用除外。

### 個人情報保護に関する法律・指針の体系イメージ（現行）



## 1. 倫理指針と現行個人情報保護法等との関係（イメージ）

- 倫理指針では、適用対象の研究における試料・情報の取扱いについて、個人情報の保護のみならず、研究対象者の権利利益の保護等のために必要な措置を規定している。



## 指針見直しの基本的考え方（案）

---

### 【現状】

- 個人情報保護法第76条第1項の「適用除外」であっても、適切な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じる等の努力義務（法第76条第3項）が課せられている。
- なお、医学系研究やゲノム研究の実施に当たっては、機関間における個人情報の保護レベルの整合や本人の権利利益保護等の観点から、個人情報保護法等の例外規定等が適用される場合でも、必要な措置を講じることを指針で求めてきたことから、生命・医学系指針においても引き続き同様のことを求めている。

### 【指針見直しの基本的考え方（案）】

- 研究活動における試料・情報のやり取りに支障が出ないよう、引き続き、統一的なルールが必要である。
- 令和3年改正による個人情報保護法制の一元化や学術例外の精緻化に伴い、個人情報保護に係る規律レベルは平準化される。
- 改正個人情報保護法における個人情報の取得、提供等に当たっての同意取得の例外規定等の適用の考え方を整理した上で、同法の令和3年改正により医療分野・学術分野の規制が統一されることを踏まえて、必要な指針の見直しを行う。
- 改正個人情報保護法の施行後においても、個人情報の保護のみならず、研究対象者の権利利益保護等のため必要な措置を指針にて引き続き求める。

## 2. 指針見直し検討に向けた論点

たたき台

# – R 3年改正法案への対応

## R3年改正個人情報保護法案による個人情報保護制度の主な変更点

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。  
施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

### ➡ 生命・医学系指針の見直しに向けた論点（案）

- ① 3本の法律の統合に伴い、用語の定義も統一される。個情法と指針の双方で用いられる用語（要配慮個人情報等）の定義の整合性はどれているか。
- ② 民間事業者、行政機関、独立行政法人等、民間規律の適用を受ける国公立の病院、大学等における個人情報の取扱いについて、指針に統一的な規定をおくことは可能か。
- ③ 医療分野・学術分野における個人情報の取扱いにおいて、倫理指針及びそのガイダンスの位置づけと個人情報保護法令及び個情委が定める指針やガイダンスとのすみ分けをどのように整理するか。
  - 法の規定が適用される事項について、指針に規定は設けず、ガイダンスにおいて生命科学・医学系研究分野における取扱いの考え方などを解説する程度とするか。引き続き、指針に規定を設けていくか。
  - 法の適用が除外される事項について、学術研究機関等は、個人情報の取扱いの適正を確保するため必要な措置を講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めることとされているところ、現行の指針同様、引き続き、指針に所要の手続きを規定をおき、これに代えることできるか。等
- ④ 地方公共団体に係る個人情報保護制度との一本化に伴う見直しについては、検討時期も含め、今後の個人情報保護委員会における検討状況を踏まえて検討していくことでよいか。

7

## 参考：倫理指針と個情法分野で用いられている個人情報に係る用語

### 1) 指針と個情法の双方で用いられている用語

個人情報	指針第2(24)は、容易照合性の有無で法の定義と異なる。 (ただし、行個法・独個法における定義と同義。)
個人識別符号	指針第2(26)と法の定義は同義。
要配慮個人情報	指針第2(25)と法の定義が異なるもの。次頁参照。
匿名加工情報	指針第2(30)と法の定義は同義。
非識別加工情報	指針第2(31)と法の定義は同義だが、R3改正個情法案では廃止される定義語。

### 2) 指針にのみ規定されるが、個情法分野でも用いられている用語

匿名化	指針に詳しくない者が、指針上の「匿名化された情報」と個情法分野での「匿名加工情報」とを混同する可能性は否定できない。  【指針における定義】 個人情報等について、特定の生存する個人又は死者を識別することができることとなる記述等（個人識別符号を含む。）の全部又は一部を削除すること（当該記述等の全部又は一部を当該個人又は死者と関わりのない記述等に置き換えることを含む。）
対応表	用語の用い方は個情法分野と整合していると思われる。  【指針における定義】 匿名化された情報から、必要な場合に研究対象者を識別することができるよう、当該研究対象者と匿名化の際に置き換えられた記述等とを照合することができるようにする表その他に類するものをいう。

## 個人情報の定義の比較

指針の記載	個情法の記載
<p>生存する個人に関する情報であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。</p> <p>① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（<u>他の情報と照合することができ</u>、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） ②個人識別符号が含まれるもの</p>	<p>&lt;法&gt; 生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（<u>他の情報と容易に照合することができ</u>、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 二 個人識別符号が含まれるもの</p> <p><b>【参考：行個法・独個法の記載】</b> 生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（<u>他の情報と照合することができ</u>、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 二 個人識別符号が含まれるもの</p>

## 要配慮個人情報の定義の比較

指針の記載	個情法の記載
<p>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに<u>特に配慮を要する記述等</u>が含まれる個人情報をいう。</p> <p>※「特に配慮を要する記述等」の詳細は、ガイダンスにおいて説明。</p>	<p>&lt;法&gt; 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに<u>特に配慮を要するものとして政令で定める記述等</u>が含まれる個人情報をいう。</p> <p>&lt;施行令&gt; 政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。</li><li>二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾患の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果</li><li>三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</li><li>四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</li><li>五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</li></ul>

## 要配慮個人情報の定義（指針のガイダンスにおける解説）

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものが含まれる個人情報をいい、具体的には次の（1）から（11）までの記述等が含まれる個人情報をいう。ただし、次の（1）から（11）までに掲げる情報を推知させる情報にすぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。

- (1) 人種
- (2) 信条
- (3) 社会的身分
- (4) 病歴  
病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。
- (5) 犯罪の経歴
- (6) 犯罪により害を被った事実
- (7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること  
次の①から④までに掲げる情報をいう。この他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを受けていたこと又は過去に受けたこと）も該当する。
  - ①「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報
  - ②「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害」があることを特定させる情報
  - ③「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報
  - ④「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾患であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報
- (8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（⑨において「医師等」という。）により行われた疾病的予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（⑨において「健康診断等」という。）の結果  
疾病的予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査・健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判断する検査の結果が該当する。  
具体的な事例としては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。また、法律に定められた健康診査の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに、医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。なお、健康診断等を受診したという事実は該当しない。  
なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。
- (9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと  
健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。  
指導が行われたことの具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保健者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。なお、保健指導等を受けたという事実も該当する。  
「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する機関において診療の過程で、患者の身体の状況、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの医療従事者が知り得た情報を全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。  
「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する機関において調剤の過程で患者の身体の状況、病状、治療状況等について、薬剤師（医師又は歯科医師が自己的処方箋により自ら調剤する場合を含む。）が知り得た情報を全てを指し、調剤録、薬剤服用履歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。
- (10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）
- (11) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

なお、研究で用いる試料・情報を(1)から(11)までの記述等が含まれることのみをもって「要配慮個人情報」に該当するものではなく、当該試料・情報が特定の個人を識別することができないものである場合は、当該試料・情報は「要配慮個人情報」には該当しないことに留意すること。また、個人識別符号に該当するゲノムデータに遺伝子疾患、疾患へのかかりやすさ、治療薬の選択に関するものなどの解釈を付加し、医学的意味合いを持った「ゲノム情報」は、要配慮個人情報に該当する場合があることに留意すること。

要配慮個人情報に関する詳細な定義については、個別法ガイドライン（通則編）等を参照すること。

1

# — R 2 年改正事項への対応

## 1. データ利活用に関する施策の在り方

- ①仮名加工情報
- ②個人関連情報

## 2. 事業者の守るべき責務の在り方（個人情報取扱事業者の義務）

- ①不適正な利用の禁止
- ②漏えい等の個人の権利義務を害するおそれのある場合の報告及び本人への通知

## 3. 越境移転の在り方（外国にある第三者への提供の制限）

## 4. 個人データに関する個人の権利の在り方

- ①オプトアウトの規制の強化
- ②本人による開示・利用停止請求等

## 1. データの利活用に関する施策の在り方①（仮名加工情報）

### ■「仮名加工情報」の創設・「仮名加工情報取扱事業者」の定義を追加（R2改正法・R3年改正法案第2条第9項・第10項）

- ・パーソナルデータを取り扱うにあたり、安全管理措置の一環として、データ内の氏名等特定の個人を識別できる記述等を他の記述等に置き換える又は削除することで、加工後のデータ単体からは特定の個人を識別できないよう加工（仮名化）した上で利活用を行う例が見られることから、個人情報の類型として「仮名加工情報」を導入し、「仮名加工情報取扱事業者」の定義を追加。

### ■仮名加工情報の作成・取扱いに係る規定を整備（R2改正法第35条の2・第35条の3 → R3年改正法案第41条、第42条）

- ・イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。

注) 仮名加工情報の作成・取扱いに係る規定は、学術研究目的の作成・取扱いであっても法の適用を受ける。  
行政機関、独立行政法人等に対しても仮名加工情報に係る規定が設けられている。（※R3改正法案）

### ➡ 生命・医学系指針の見直しに向けた論点（案）

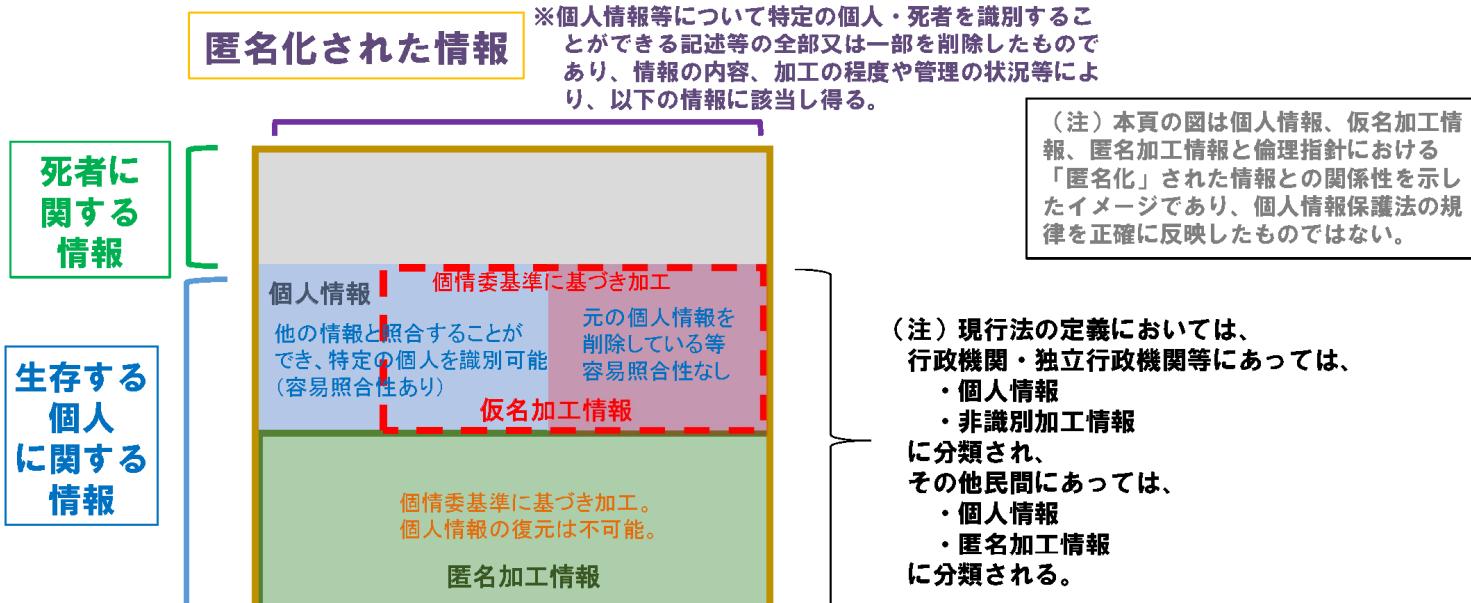
- ・仮名加工情報については、指針上、非識別加工情報にも匿名加工情報にも該当しない生存する個人に係る「匿名化された個人情報」がこれに該当する可能性がある。また、匿名化した情報が、結果的に個人情報保護委員会が定める仮名加工情報の加工基準に合致している場合であっても、当該情報が、引き続き「個人情報」の取扱いに係る義務が適用されるものとして加工されたものである場合には、当該情報を「個人情報」として取り扱うことは可能であり、法の規定に基づいて個人情報として第三者に提供することもできる。
- ・仮名加工情報は、法令に基づく場合のほか、第三者への提供は禁止され、事業者内での取扱いに制限されるが、個人情報に比べ、必要な手続きが緩和されている。

- ・個情法における仮名加工情報に係る規定の新設に伴う研究活動への影響はあるか。
- ・生命・医学系研究分野において仮名加工情報の利活用の可能性があるか。
- ・仮名加工情報の定義の創設を踏まえ、指針における匿名化の定義について個情法に合わせた見直しを行うか。【P7①に関連】
- ・インフォームド・コンセントを受ける手続きに係る規定をどの程度見直すか。

#### 【関連する現行指針の規定】

第1章 総則	第4章 インフォームド・コンセント等
第2章 用語の定義	第8章 インフォームド・コンセントを受ける手続き等
(28) 匿名化	1 インフォームド・コンセントを受ける手続き等

## 倫理指針の匿名化された情報と、R2年改正、R3年改正案における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報の整理（イメージ）



※令和2年改正法において導入された個人関連情報については省略

### ■仮名加工情報

下記①、②の措置を講じて、他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

### ■匿名加工情報

下記①、②の措置を講じて、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの。

① 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することができる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

② 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することができる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

## 1. データの利活用に関する施策の在り方②（個人関連情報）

### ■提供先において個人データとなる情報の取扱いに係る規定を整備（R2改正法第26条の2 → R3改正法案第31条）

- ・ 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

注)個人関連情報の第三者提供は、以下の学術例外に該当する場合は法の規律が及ばない。（※R3改正法案）

①学術研究等による研究成果の公表・教授のためやむを得ないとき

（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

②提供先が学術研究機関等であって、学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

（提供目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

③提供元が学術研究機関等であって学術研究目的で提供する必要があるとき（提供先と共同研究を行う場合に限る。）

（提供目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

## ➡ 生命・医学系指針の見直しに向けた論点(案)

・個人関連情報の第三者提供規制の創設に伴う研究活動への影響はあるか。（指針における関係規定の新設は必要か。）

－これまで、個人関連情報に該当し得る情報の第三者提供の事例はあったか。

－今後、個人関連情報に該当する情報の第三者提供が行われる研究は想定されるか。

・指針に反映する場合、インフォームド・コンセントを受ける手続きに係る規定をどの程度見直すか。

### 【関連する現行指針の規定】

第4章 インフォームド・コンセント等

第8 インフォームド・コンセントを受ける手続き等

1 インフォームド・コンセントを受ける手続き等

## 2. 事業者の守るべき責務の在り方（個人情報取扱事業者の義務）①

### ①不適正な利用の禁止（R2改正法第16条の2 → R3改正法案第19条）

- 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法による利用を行ってはならない旨を新たに規定。

注) 不適正な利用の禁止については、学術研究目的の作成・取扱いであっても法の適用を受ける。（※R3改正法案）

### ➡ 生命・医学系指針の見直しに向けた論点（案）

- 不適正な利用の禁止に係る規定を指針に追加するか。ガイダンスにおける解説で十分か。  
【P7③に関連】

#### 【関連する現行指針の規定】

- 第9章 個人情報等及び匿名加工情報  
第18 個人情報等に係る基本的責務  
2 適正な取得等

## 2. 事業者の守るべき責務の在り方（個人情報取扱事業者の義務）②

### ②漏えい等の個人の権利義務を害するおそれある場合の報告及び本人への通知 (R2改正法第22条の2 → R3改正法案第26条)

- 千件を超える個人データの漏えい、要配慮個人情報の漏えい等一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに個人情報保護委員会に報告することを義務付け。ただし、委託を受けた個人データの取扱いの場合は、個情委規則に基づき委託元に通知したときは、この限りでない。
- 個人データの漏えい等が発生した場合に、本人に通知することで本人が二次被害の防止を行ったり、必要な権利を行使するなど、自ら適切な措置を講じることができる確保。本人に対する通知が困難な場合は、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置をとる。

注) 漏えい等の報告及び本人への通知についても、学術研究目的の作成・取扱いであっても法の適用を受ける。  
(※R3改正法案)

### ➡ 生命・医学系指針の見直しに向けた論点（案）

- 委託を受けた個人データの取扱いにおける報告対象の漏えい等があった場合の委託先から委託元への通知等について、指針に規定を設けるか。ガイドanceで解説することで十分か。【P7③に関連】
- 報告対象の漏えい等があった場合にとるべき措置に關し、指針に規定を設けるか。ガイドanceで解説することで十分か。【P7③に関連】
- 漏えい等があった場合、個人情報保護委員会への報告義務があることを踏まえ、指針に規定を設けた場合でも、指針不適合のうち、個人情報の管理に係るもの（個人情報保護委員会に報告される事項）は、大臣報告の対象とはしないことよいか。

#### 【関連する現行指針の規定】

第9章 個人情報等及び匿名加工情報  
第19 安全管理  
2 安全管理のための体制整備・監督等

第6章 研究の信頼性確保  
第11 研究に係る適切な対応と報告  
3 大臣への報告等

### 3. 越境移転の在り方（外国にある第三者提供の制限）

#### ■外国にある第三者への個人データの提供制限の強化（R 2 改正法第24条： R 3 改正法案第28条）

- ・ 移転元となる個人情報取扱事業者に対して本人の同意を根拠に移転する場合は、移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求める。
- ・ 移転先事業者において継続的な適正取扱いを担保するための体制が整備されていることを条件に、本人の同意を得ることなく個人データを移転する場合にあっては、移転元となる個人情報取扱事業者に対し、移転先事業者における適正取扱い及びそれに影響を及ぼす可能性のある外国制度の継続的な確認等を求めるとともに、本人の求めに応じて、移転先事業者における個人情報の取り扱い等に関する情報提供を求める。

注) 外国にある第三者提供の制限は、以下の学術例外に該当する場合は法の規律が及ばない。（※ R 3 改正法案）

- ① 学術研究等による研究成果の公表・教授のためやむを得ないとき  
(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- ② 提供先が学術研究機関等であって、学術研究目的で取り扱う必要があるとき。  
(提供目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- ③ 提供元が学術研究機関等であって学術研究目的で提供する必要があるとき（提供先と共同研究を行う場合に限る。）  
(提供目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

#### → 生命・医学系指針の見直しに向けた論点（案）

- ・ 学術例外に該当する提供の場合、現行指針において求める内容で十分か。
- ・ 学術例外に該当せず、規定どおりの法の規律の適用を受ける提供について、指針の規定に反映するか。ガイダンスで解説することで十分か。【P7③に関連】

#### 【関連する現行指針の規定】

- 第4章 インフォームド・コンセント等
- 第8 インフォームド・コンセントを受ける手続き等
- 1 インフォームド・コンセントを受ける手続き等
- (6) 海外にあるものへ試料・情報を提供する場合の取扱い

## 4. 個人データに関する個人の権利の在り方①（オプトアウトの規制の強化）

### ■オプトアウトの規制の強化

(R2改正法第23条第2項ただし書・第28条第5項 → R3改正法案第27条第2項ただし書、第33条第5項)

- ・ オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データもオプトアウト対象外とする。
- ・ 個人データの第三者への提供時・第三者からの受領時の記録について、本人が開示請求できるようにする。

注) オプトアウト規定により提供された個人データに係る制限は、以下の学術例外に該当する場合は法の規律が及ばない。

(※R3改正法案)

①学術研究等による研究成果の公表・教授のためやむを得ないとき

(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

②提供先が学術研究機関等であって、学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

(提供目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

③提供元が学術研究機関等であって学術研究目的で提供する必要があるとき (提供先と共同研究を行う場合に限る。)

(提供目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

#### 例1：民間企業から民間企業へのオプトアウト規定による個人データの提供

- ①学術研究等による研究成果の公表・教授のためやむを得ない場合は、学術例外に該当し、上記法の規律は及ばない。
- その他の場合は、提供される個人データの取得経緯によっては不可となる場合がある。

#### 例2：民間企業から学術研究機関等へのオプトアウト規定による個人データの提供

- ①学術研究等による研究成果の公表・教授のためやむを得ない場合、②学術研究機関等が学術研究目的で取り扱う必要がある場合、学術例外に該当し、上記法の規律は及ばない。
- その他の場合は、民間企業における個人データの取得経緯によっては不可となる場合がある。

#### 例3：学術研究機関等から民間企業へのオプトアウト規定による個人データの提供

- ①学術研究等による研究成果の公表・教授のためやむを得ない場合、③学術研究目的で提供する必要があり、かつ提供先と共同研究を行う場合、学術例外に該当し、上記法の規律は及ばない。
- その他の場合は、学術研究機関等における個人データの取得経緯によっては不可となる場合がある。

#### 例4：学術研究機関等から学術研究機関等へのオプトアウト規定による個人データの提供

- ①学術研究等による研究成果の公表・教授のためやむを得ない場合、②学術研究目的で提供する必要がある場合であれば、学術例外に該当し、上記法の規律は及ばない。
- その他の場合は、学術研究機関等における個人データの取得経緯によっては不可となる場合がある。

注) 開示に係る規定は、学術研究目的であっても法の適用を受ける。(※R3改正法案)

19

#### 4. 個人データに関する個人の権利の在り方①（オプトアウトの規制の強化）（つづき）

##### ➡ 生命・医学系指針の見直しに向けた論点（案）

- ・法に基づくオプトアウト規定による第三者からの提供を受ける場合、提供を受ける個人情報取扱事業者は、当該第三者からの申告等により、当該第三者の個人データの取得の経緯等を確認することとされている。（R2改正法第26条→R3改正法案第30条）
- ・また、指針においては、試料・情報の提供を受ける場合、提供元において適切な手続きが取られていること等を確認する旨を規定している。（指針第8の3(2)）

- ・学術例外に該当せず、法に定めるオプトアウト規定による提供に該当する場合の手続きに、指針の規定は整合しているか。
- ・学術例外に該当し、指針のみの規定に基づくオプトアウト手続きにより第三者に試料・情報を提供する場合に、法の規律に鑑み、当該試料・情報の提供先における再オプトアウトを容認しないとした場合、研究活動への影響はどの程度のものか。
- ・学術例外に該当し、指針のみの規定に基づくオプトアウト手続きにより第三者から個人情報の試料・情報の提供を受ける際、個人データの取得経緯の申告を当該第三者に求めることとするか。

【関連する現行指針の規定】

- 第4章 インフォームド・コンセント等  
第8 インフォームド・コンセントを受ける手続き等  
3 試料・情報の提供に関する記録  
(2) 試料・情報の提供を受ける場合

## 4. 個人データに関する個人の権利の在り方②（本人による開示・利用停止請求等）

### ■開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大（第2条第7項）

- ・本人の開示等の請求対象となる保有個人データについて、保存期間により限定しないこととし、現在除外している6ヶ月以内に消去する短期保有データについて、保有個人データに含める。

### ■開示請求の充実（R2改正法第28条 → R3改正法案第33条）

- ・開示請求で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、本人が、電磁的記録の提供を含め、保有個人データの開示方法を指示できるようにする。ただし、当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面による方法による開示を認めることとし、その旨本人に通知することを義務付け。

### ■利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和

（R2改正法第30条第5項・第6項 → R3改正法案第35条第5項・第6項）

- ・事業者の負担も考慮しつつ保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を拡大する。

注) 開示等の対象となる保有個人データの範囲及び開示に係る規定は、学術研究目的であっても法の適用を受ける。  
(※R3改正法案)

### ➡ 生命・医学系指針の見直しに向けた論点（案）

- ・個人情報の開示等に係る規定を引き続き指針に規定するか。ガイドanceで解説することで十分か。【P7③関連】
- ・死者に係る情報についても、改正個人情報保護法の規定と同様の取り扱いとするか。

#### 【関連する現行指針の規定】

- 第9章 個人情報等及び匿名加工情報  
第20 保有する個人情報の開示  
1 保有する個人情報に関する事項の公表等